

# 2017 年度運動方針

## I. はじめに

私たちは東京自治労連第 27 回、28 回定期大会での確認にもとづき、自治体労働者の生活権利を守り、公務公共業務を発展させるたたかい、東京自治労連と単組の運動を発展させて地域で運動を広げる取り組み、組織の拡大と次世代育成の前進に向けて、新たな組織財政強化方針に基づいた取り組みをすすめてきました。

安保関連法（以下 戦争法）廃止のたたかいでは、総がかり行動実行委員会の提起するたたかいに各単組・局支部から積極的に参加してきました。憲法をいかに自治体労働者東京連絡会として定例的な宣伝行動を実施し、憲法講演会、総会で学習と意思統一を行いました。単組においても職場組合員の学習活動、地域での共同の広がりをつくり、宣伝行動に積極的に参加してきました。これらの取り組みが広範な市民共同をつくり出し野党共闘を発展させ、参議院選挙での野党統一候補の擁立に結実させました。

憲法改悪や「テロ等組織犯罪準備罪」（以下 共謀罪）などが具体化されようとしている中で、いっそう広範な共同を広げながら、危険なねらいを阻止することが重要となっています。

16 国民春闘では大幅賃上げと賃金底上げを勝ち取るために、中央行動と地域春闘のたたかいを重視してきました。15 国民春闘の到達点には及びませんでした。前進を作り出すことができました。このたたかいと到達点が、公務員賃金引き上げの取り組みにつなげる重要な基盤をつくりました。非常勤職員の処遇改善でも大幅な引き上げを勝ち取った職場も生まれました。

公契約条例が実現した足立区や世田谷区では委託事業の最低賃金と自治体直接雇用の臨時職員の最低賃金を同時に引き上げるという成果もつくり出しています。

職場要求を掲げて、足立区職労では不払い残業根絶のたたかいを職場とともにたたかい、不払い分を支払わせるだけでなく、保育士の採用も実現するという教訓をつくり出しています。

茨城県で行われた第 13 回地方自治研究全国集会に多くの組合員が参加するとともに、第 11 回東京地方自治研究集会も 1,000 人を超える参加で成功させてきました。これらは今後の職場・地域からの自治研活動を発展させる基盤をつくりました。

「公的サービスの産業化」とのたたかいでは、分析チームを編成した各分野での実態やねらいを明らかにして、各単組に提供してきました。東京の地域医療構想の内容と問題点などについて、都内各団体とともに学習会などを開催し明らかにしてきました。

各単組の焦眉の課題である組織拡大強化の取り組みでは、東京自治労連第一次組織拡大強化中期計画を確立し、秋の拡大月間ではこれまでにない到達点を築くとともに、東京自治労連青年部や東京で働く青年交流実行委員会の取り組みも前進させてきました。各単組においても新たな役員を各級機関で積極的に選出させてきました。

この 1 年間の取り組みで多くの教訓が明らかになっています。職場懇談会や対話活動で組合員の要求を聞き取り具体化すること、不払い残業根絶や 36 協定に向けた学習会、予算人員闘争など職場の切実な要求を大切にすること、委託民営化反対のたたかいなど地域住民とともにたたかうこと、それを補償する職場自治研活動が重要であることです。これらの取り組みを通して次世代育成を行い、常に組合加入を訴え、自治労連共済と結合させることが重要であることが共通の認識となってきています。

現在たたかわれている 17 国民春闘、「共謀罪」阻止、憲法改悪阻止、まやかしの「働き方改革」阻止、社会保障制度の拡充の取り組みとあわせ、職場を基礎にした取り組みを重視して、自治労連の「こんな地域と職場をつくりたい運動」の、長時間過密労働・不払い残業根絶、予算人員闘争、職場要求運動から住民共闘への発展と、組織の拡大・強化へつなげる取り組みを、全ての単組とともに 1 年間全力で取り組もうではありませんか。

今大会の任務は第一に「こんな地域と職場をつくりたい運動」をすべての単組が一丸となって取り組む意思統一を行うことです。第二にすべての単組がつくり出した経験と教訓を共有化し、東京自治労連と単組の運動を前進させ、地域での共同を広げる第一歩とすることです。第三に東京における自治労連運動の役割と任務を担いやる組織の拡大と次世代育成を前進させるため、東京自治労連第一次組織拡大強化中期計画の 2 年目を確実に実践する意思統一を行うことです。第四にこれらを実践する

執行体制を確立することです。

この1年間のたたかいと提起されている方針に確信を持ち、すべての自治体労働者と地域住民の幸せをつくり出す決意をともに固め合う大会としようではありませんか。

## II. 1年を振り返って（2015年10月25日～）

### 1. 憲法改悪に反対し、核兵器廃絶・基地撤去、平和と民主主義を守るたたかい

#### （1）戦争法廃止のための共同のたたかい

##### 1）国民的に広がった戦争法廃止のたたかい

戦後最も危険な安倍政権によって、戦争法が15年9月19日に強行され、さらに「緊急事態条項」や自民党「改憲草案」をベースにした憲法改悪をめざして、安倍首相は自ら自民党総裁任期を「3期9年」に延長しました。辺野古への新基地建設についても沖縄県民の意思を無視して強行する姿勢は変わらず、横田基地を米軍と一体となった機能強化も推しすすめています。

日本経団連は、武器などの輸出を「国家戦略として推進すべきだ」とする提言を正式決定し、「死の商人」として新たな成長産業化の道を踏み出しています。

安倍政権の暴走を糾弾し、戦争法廃止の世論を高めていくために、総がかり行動実行委員会は強行採決を行った9月19日のあの日を忘れない「19行動」と定めて、15年10月19日（月）を皮切りに毎月19日に国会周辺で集会などを実施し、東京自治労連、各単組・局支部から大勢の組合員が参加してきました。

15年10月25日、戦争法廃止運動で大きな力を発揮した「SEALDs（シールズ）」、「安全保障関連法に反対する学者の会（学者の会）」、「安保関連法に反対するママの会（ママの会）」が協力した、「岐路に立つ日本の立憲主義・民主主義・平和主義—大学人の使命と責任を問い直す」と題したシンポジウムが法政大学で開かれ1,300人が参加しました。

15年12月19日（土）、北とぴあ・さくらホール「総がかり講演会」が開催され2,200人が参加しました。講演した元陸上自衛隊レンジャー隊員の井筒高雄氏は「戦争法は廃止しかない」と訴え、政党からは民主党、共産党、社民党、生活の党があいさつしました。

戦争法廃止を求める幅広い運動が発展するなかで、15年12月20日（日）には、この間戦争法に反対してきた戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会、学者の会、SEALDs、ママの会、立憲デモクラシーの会の5団体が呼びかけ、「戦争法廃止と立憲主義の回復を求める市民連合（市民連合）」が結成されました。

「国会開会日行動」が、16年1月4日（月）正午より国会議員会館前にて行われ、全体で3,800人、東京自治労連から8人が参加しました。

憲法共同センターが主催した「2.20 憲法闘争学習交流集会」が、16年2月20日（土）エデュカス東京で開催され200人が参加しました。共同センターに308万8,552人の署名が寄せられていると報告され、16年5月3日の憲法記念日までに目標をやりきることを確認しました。

国民の世論におされた民進・共産・社民・生活4野党は戦争法廃止法廃止案を共同提出し、2月19日の野党党首会談では「安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を共通の目標とする」ことが確認され、この会談を契機に野党共闘が大きく前進しました。

16年3月6日（日）に、「立憲主義回復への道のり、戦争法廃止にむけた労働組合の役割」と題した講演決起集会が東京大学駒場キャンパス講堂で開催され全体で550人、東京自治労連から11人が参加しました。

3月の「19行動」は土曜日となり、日比谷野外音楽堂で「安倍政権の暴走許さない！～3.19 総がかり日比谷大集会」を開催し、全体で5,600人、東京自治労連から129人が参加しました。

16年3月29日には反対世論を押し切り戦争法を施行し、その悪法の下で、南スーダンでの国連平和維持活動（PKO）に陸上自衛隊第7師団（千歳）を中心とする第10次隊350人が派遣され、いよいよ自衛隊が「殺し、殺される」こととなる現実的な危険をおびてきました。同日夕方、「戦争法発動反対！戦争する国許さない3.29 閣議決定抗議！国会正門前大集会」には37,000人が国会を包囲しています。

「5・3 憲法集会」は、昨年に引き続き5月3日（火・祝）に有明防災公園で開催されました。昨年続き「総がかり」での統一集会となり、5万人が参加し、集会後デモ行進を行いました。東京自治労連から100人以上が参加し成功の一助を担いました。

戦争法廃止、貧困・格差是正、参院選野党勝利、安倍政権退陣をめざし、16年6月5日（日）に国会周辺で開かれた「明日を決めるのは私たち～政治を変えよう！6.5全国総がかり大行動」には、全体で4万人、東京自治労連から337人が参加しました。

16年6月19日（日）、沖縄県民大会に呼応した「いのちと平和のための6.19大行動」には、全体で1万人、東京自治労連から106人が国会を包囲しました。

16年7月10日の参議院選挙では、安倍政権による憲法改悪・国民生活犠牲の暴走政治を許すのかどうか問われた一大政治決戦となり、32の1人区すべてで野党統一候補を擁立し、市民が力をあわせてたたかう、戦後かつてない選挙となりました。

安倍首相は、今回の選挙について、「アベノミクスをこれからも推しすすめていくかどうかを問うものであり、憲法改正は争点ではない」として、消費税引き上げの先送りや、都合の良い経済指標を並べた「アベノミクス」と野党共闘攻撃に終始し争点隠しに走りました。その結果、自公は70議席を確保し、憲法を変えることに意欲的な勢力が3分の2をとったことで、日本の憲政史上重大な局面を迎えたといえます。しかし、32の一人区では、前回参院選の野党2議席から大きく前進して11議席を確保しました。とりわけ、基地問題が重大争点となっている沖縄、TPPや東日本大震災からの復興、原発事故が課題となる東北地方の選挙区で現職大臣らを打ち破り野党統一候補が勝利しました。

都知事選（16年8月1日）や衆議院補選10区（16年10月16日）では、野党統一候補を当選させることができませんでしたが、首都東京での新たな共同前進の土台を築くとともに、全国的にも野党共闘を簡単にリセットできない確かな流れをつくりました。

柏崎刈羽原発の再稼働が大争点となった新潟県知事選（16年10月16日）で、市民と共産、自由、社民、新社会、緑の5党が擁立した米山隆一統一候補が、自民・公明党推薦の前長岡市長を破って歴史的な大勝利を収めたことは、今後の安倍暴走政治をストップさせるたたかいの展望を大きく切り開くものとなりました。

16年9月19日、「強行採決から1年 戦争法廃止！9.19国会正門前行動」は祝日開催となり全体で23,000人、東京自治労連から149人が参加しました。

「戦争法廃止 憲法をいかそう さらに広がるを求めて総がかり行動シンポジウム」が、16年10月6日（木）、北とぴあで開催され、900人が参加しました。「沖縄県民の民意尊重と、基地の押し付け撤回を求める全国統一署名」の推進など新たな行動提起がされました。

総がかり行動実行委員会は、16年10月5日（水）、衆議院議員会館で「戦争法の廃止を求める2000万人統一署名」の第2次提出行動を行いました。署名は1,580万人に達し1年間で国民の10人に1人以上の署名が寄せられました。東京憲法共同センターでは、100万筆目標に対して111万2331筆を集約し、世論を変える役割をはたすとともに今後の展望を示すものとなりました。

11月の「19行動」は土曜日開催となり、「安倍政権の暴走止めよう！自衛隊は戦地に行くな！11・19国会議員会館前行動」として、国会議員会館前を包囲し全体で3,800人、東京自治労連55人が参加しました。12月19日の「19行動」は全体3,000人、東京自治労連から52人。17年1月19日は全体3,000人、東京自治労連から40人が参加し、戦争法が強行されて2回目の冬を迎えましたが、一年間を通して国会を包囲する数は衰えておらず、戦争法廃止・安倍政権打倒をめざして各単組・組合員が積極的に取り組んでいる証となっています。

## 2）東京自治労連と単組のたたかい

東京自治労連は、数の暴力で強行成立させた戦争法を廃止するために、「戦争法の廃止を求める統一署名」2000万人達成に向けて、「安倍政権打倒のための統一署名東京自治労連27万筆達成に向けた取り組み方針」（15年11月25日）を確立し、組合員一人10筆の目標で各単組とともに困難や課題を一丸となって取り組みました。

16年1月23日には、元レンジャー隊員の井筒たかお氏を講師に、「戦争法の廃止を求める統一署名2000万人達成に向けた講演会」を実施し、すべての組合員が統一署名行動に立ち上がることを呼びかけました。

目標達成に向けていま一歩足を踏み出すことが求められていた16年2月2日、「2000万筆署名付きハガキ」の紹介について各単組に事務連絡しました。結果、世田谷区職労107,000枚、板橋区職労20,000枚、品川区職労6,000枚、目黒区職労1,000枚、豊島区職労10,000枚が呼応し、新聞折り込みや全戸配布、地域労連との連帯した宣伝行動等で活用することとなりました。

また、東京自治労連では、「ピースチャレンジャー取り組み方針」（16年1月27日中央執行委員会）を確立し役職員全員がピースチャレンジャー100筆に挑戦し、3人が目標を達成しました。

東京土建と定期協議で実現した、「4・27 新宿西口統一署名 大宣伝行動」には全体で 45 人東京自治労連から 29 人が参加し、短時間で 78 筆の署名を集めました。

品川区職労では、なぜ区職労が 2000 万人署名に取り組むのかを機関紙「さけび」に掲載し、広く組合員に署名協力を呼びかけ、品川総がかり行動実行委員会とともに定期的な街頭宣伝を実施しました。

世田谷区職労は、レンタカーを借り上げた独自の宣伝行動や区労連など地域と共闘した運動を継続的に行ってきました。

目黒区職労では、「ピースウォーク実行委員会」の主要構成組織として毎週木曜日の昼休みに、戦争法廃止を求めるパレードを区役所周辺で行い、現在も継続しています。

足立区職労では、「戦争いやだ！足立憲法学習会実行委員会」のメンバーとして、党派・所属を超えて戦争法に反対する一点で講演会や学習会、街頭宣伝を続けています。

各単組とともに憲法宣伝や統一署名運動に全力で取り組んできましたが、16 年 12 月 28 日現在 29,250 筆（到達率 10.83%）と目標には届きませんでした。しかし、署名を提起してから 10 カ月間余りで組合員一人一筆以上を集めたことは、「自治体労働者は二度と赤紙を配らない」との熱い思いを本部と単組・組合員が共有し、職場・地域、街頭で大奮闘した成果です。

## （2）憲法キャラバンの取り組み

東京自治労連は、15 年 4 月 8 日の第 22 回中央執行委員会で、「憲法キャラバン」を具体化する「推進本部」の設置と「取り組み方針」を確立し、東京自治労連中央執行委員会が主体となって 2016 年 7 月までに都内のすべての自治体を対象に憲法問題で懇談を実施していくことを確認しました。

この間、10 区・25 市・3 町・1 村と懇談を実現しましたが、東京自治労連 2016 年秋季年末闘争方針（補強）で掲げた、「国民的な世論と共同の前進で、改憲と戦争する国づくりを阻止する取り組み」を前進させていくために 16 年 10 月 5 日の第 47 回中央執行委員会で「東京自治労連 2016 憲法キャラバンの取り組みについて」方針を決定し、懇談を辞退した、13 区（千代田・港・文京・品川・目黒・太田・渋谷・豊島・練馬・墨田・足立・葛飾・江戸川）・1 市（国分寺）に対して改めて懇談申し入れを行ってきました。東京都内全ての自治体との懇談を実現させていくために、東京自治労連 6 単組に懇談申し入れなどの協力を求め、各単組とともに「憲法キャラバン」に取り組んだ結果、16 年 11 月 22 日に足立区との懇談が実現しました。しかし、文京区・練馬区・江戸川区・国分寺市から再度懇談辞退の連絡がありました。

## （3）戦争法阻止・憲法闘争本部の取り組み

東京自治労連は、憲法闘争を「特別の任務」と位置付けて 15 年 5 月に「憲法闘争本部」を設置し、安倍改憲策動、「戦争できる国づくり」に抗して本部・単組一体でたたかってきました。毎月拡大執行委員会の中で闘争本部会議を開催し情勢を共有化し課題について提起してきました。

第 193 回通常国会（17 年 1 月 20 日召集、6 月 18 日会期末）では、テロ対策を口実に、三度廃案となった「共謀罪」の上程・成立を狙っています。この法律は、最も大切な憲法 13 条、「個人の尊厳」「個人の自由」をあきらかに侵害するものであり、17 年 2 月 6 日の第 12 回憲法闘争本部会議では、「共謀罪法案の国会提出に反対する要請書名の取り組み」（集約日 17 年 3 月中）を提起し、職場や地域で共謀罪反対の声を大きくしていくための学習や宣伝行動を旺盛にしていくことを確認しました。

## （4）憲法をいかす自治体労働者東京連絡会（以下東京連絡会）の取り組み

東京連絡会は、15 年 11 月 27 日（金）豊島区立生活産業プラザを会場に、第 11 回総会を開催し 43 人が参加しました。八王子合同法律事務所の飯田美弥子弁護士（八法亭みややっこ）が「歴史に学び、未来を志向する日本国憲法」と題して記念講演を行いました。

「2016 年度の具体的な取り組み方針」を前進させるために、毎月、都庁門前宣伝と立川駅で統一署名宣伝行動に取り組んできました。

16 年 5 月 26 日、「5・26 憲法講演会」を開催し全都から 55 人が参加しました。講演会では、高田健事務局長が、「改憲と戦争する国づくりを止めるために」と題して講演を行い、社会を変えるために市民革命を前進させようと呼びかけました。

第 12 回総会は、16 年 11 月 25 日に豊島区立産業プラザで開催し、全都から 49 人が参加しました。総会では、憲法情勢を共有化し戦争法の具体化を許さないために、都内主要駅で旺盛に宣伝行動を

行っていくことと、幅ひろい団体や個人に対して「会」への結集を呼びかけていく「2017年度の具体的な取り組み方針」を満場の拍手で確認しました。

総会后、明治大学の山田朗教授が「9条改憲の策動と進む軍拡の既成事実」と題して記念講演を行い、軍備拡張を経済成長の手段とさせない世論形成が必要であると訴えました。

15年11月から16年10月までの1年間、参院選・都知事選が行われた7-8月を除き毎月宣伝行動を実施し、都庁前で5回89人、立川駅では5回で36人が参加しました。しかし、前年度(14年11月-15年10月)は8回実施して参加者が延152人でした。参加者が減少傾向にあり、とりわけ三多摩からの参加者を増やしていくことが課題として残りました。

## (5) 国民平和行進・原水爆禁止世界大会の取り組み

核兵器廃絶の取り組みとして、今年も国民平和行進への参加を行ってきました。16年5月6日に夢の島を出発した都内コースと三多摩コースに東京自治労連としてすべてのコースに配置しました。

三多摩コースでは、7月21日に東京自治労連として、甲武トンネルで山梨県が行進隊から横断幕を引き継ぎ、7月28日の上野公園を目指して102kmを1週間かけて13人で横断幕をつなぎました。各単組も地元を通過するコースでの休憩所の配置・支援や、拠点コースへの参加など積極的な役割を果たしてきました。

今年の原水爆禁止2016年世界大会は広島市で開催され、東京自治労連は43人の代表団を送りました。区職労などでは地域の代表団の中心となって奮闘しました。全体会会場の県立総合体育館グリーンアリーナには4,500人の参加者が集まり基調報告や被爆者からの訴え、高校生団体の登壇など、多角的な核兵器廃絶や平和への提言があり、閉会総会では「ヒロシマアピール」が宣言されて次の長崎大会につなげました。

## (6) 米軍基地反対のたたかい

横田基地周辺の首長が反対の声を上げているなかで、毎月第3日曜日の「横田基地の撤去を求める座り込み」には、各単組とともに毎月欠かすことなく参加してきました。

「STOP!『戦争する国』いのち脅かすオスプレイは東京・横田基地に来るな! 11・21大集会」が、15年11月21日(土)福生南公園で開催され全体で5,000人が参加しました。

なくそう!日米軍事同盟・米軍基地をスローガンに「2015年日本平和大会in富士山」が15年10月31日~11月1日に静岡県で開催されました。戦争法廃止に向けた全国の運動を交流し、辺野古新基地建設反対を訴えてたたかう沖縄と連帯する集会の会場となった御殿場市民会館大ホールには1,200人が集まりました。

「2.21首都圏アクション 国会大包围 止めよう!辺野古埋立て」が16年2月21日(日)国会周辺で行われ28,000人が参加しました。

16年10月8日(土)、「横田基地もいらない! 沖縄とともに声を上げよう10・8市民交流集会」が、福生市市民会館で行われ全体で760人、東京自治労連から5人が参加しました。

「2016年日本平和大会in三沢」は、軍事同盟ではなく、憲法をいかした平和な日本とアジアをスローガンに掲げて青森県三沢市で開かれ、16年10月22日から二日間で延べ1,500人が参加しました。

昨年に引き続き、オスプレイ反対東京連絡会が主催した「オスプレイを東京・横田基地に配備させない11.23大集会」が、16年11月23日(水・祭)に多摩川中央公園で開かれ、全体で5,000人東京自治労連45人が参加しました。オール東京として「日本のどこにもオスプレイはいらない」と配備阻止と基地撤去の実現をよびかけるアピールを採択し、集会后、横田基地の近くのどんぐり山公園までアピール行進しました。

「高江オスプレイ・パッド、辺野古新基地の建設を許さない!東京集会」が、16年12月10日(土)日比谷野外音楽堂で開催され、全体で3,900人、東京自治労連36人が参加しました。

## 2. 大企業中心の社会から転換し、すべての労働者の生活と権利を守る取り組み

### (1) 2016年春闘期のたたかい

2016国民春闘は、財界からベースアップの実施は論外との声が聞こえる中で、14・15春闘で築いた賃上げの流れを確実に継承させ、実質賃金低下に歯止めを打つ大幅賃上げをめざし、組合員が一丸となって職場・地域から行動する官民一体の春闘として全力でたたかいました。

国民春闘共闘委員会が、16年7月6日に発表した「2016年春闘における最終賃金改定集計」では、単純平均で5,363円・2.00%(前年比-335円、-0.07%)、加重平均で5,823円・2.03%(同-347円、-0.05%)となり、実質賃金の低下に歯止めをかけ、暮らしを改善する大幅賃上げを実現するには至りませんでした。また、非正規労働者の賃上げでは、11単産・211組合から成果獲得の報告が寄せられ、時給制で引上げ額報告のあった162件の単純平均額は19.3円となりましたが、最低賃金改定に張り付いた程度の引き上げでは到底実質賃金の回復には至っていない状況です。

16年9月から取り組みをすすめてきた「2017年度働くみんなの要求アンケート」は、17単組、7局支部、中立・未批准6組織から20,308人の回答が寄せられました。

労働条件の改善要望は、正規・非正規ともに「賃金(時間給)引き上げ」が最も多くなっており、月額賃上げ要求の加重平均額は20,138円となりました。時間給の賃上げ要求の加重平均額は、145.8円、日給の賃上げ要求の加重平均額は1,884円となりました。

## 1) 春闘期の中央、地域での取り組み

国民春闘共闘の16春闘のスタートを告げる「いっせい宣伝」は、16年1月6日に全国各地で実施され、池袋駅東口での宣伝には全体で100人、東京自治労連12人が参加しました。

16年1月13日(水)に行われた「春闘闘争宣言行動」では、厚生労働省前要請行動に続いて、日本経団連に向けデモ行進を行いました。「日本経団連包囲行動」では、全国から駆け付けた500人(東京自治労連27人)の仲間が参加し「2016年春闘闘争宣言(案)」を確認しました。

国民春闘共闘委員会・東京春闘共闘会議は16年1月26日(火)、なかのZEROホールを会場に2016年国民春闘総決起集会を開催しました。全体で昨年を上回る1,100人、東京自治労連からも昨年以上の127人が参加し集会成功に貢献してきました。

三多摩では、16年2月2日夜、小金井宮地楽器ホールで「2016三多摩国民春闘勝利総決起集会」を開催し、全体で550人、東京自治労連から13人が参加しました。

3月5日、上野公園の水上音楽堂で「16年春闘を元気にたたかう金属労働者のつどい東日本集会」が開催され1,000人の参加で成功しました。東京自治労連第28回定期大会と日程が重なったために代表派遣1人を送り出しています。

16春闘勝利の重要行動の位置付けて取り組んだ「春闘勝利!戦争法廃止、賃金引き上げ・底上げ実現、労働法制の大改悪反対3・9労働者総決起集会」が3月9日(水)日比谷野外音楽堂で開催され、全国から3,000人、東京自治労連から30人が参加しています。

東京自治労連は自治労連の提起を受けて、16国民春闘要求の実現、組合員・労働者の権利意識の向上と団結力を強化しストライキ権を確立するために16年2月1日~15日を基準日に批准投票に取り組み、73.82%の高批准率を確立しました。

また、自治労連「3・17自治労連全国統一行動闘争準備指令」に基づき各単組・局支部では職場集会などで「3.17自治労連全国統一行動職場決議」を採択し、16春闘を職場・地域の団結を広げて全組合員の力を結集してたたかう意思統一をはかりました。

また、民間労組や地域との連帯による各地域・ブロック毎の「官民一体行動」では、賃金引き上げ、諸要求前進をめざした集会やデモ行進を実施し、各単組も積極的に参加しました。

三多摩国民春闘共闘は、立川市内で三多摩統一ストライキ集会とデモを実施し全体で300人、東京自治労連6人が参加しました。集会終了後、立川駅北口までデモ行進し、その後、立川駅の2カ所で戦争法廃止と労働法制改悪阻止の署名・宣伝行動を実施しました。

北部ブロックは「大幅賃上げで16春闘を勝利し、生活を改善しよう!3・17春闘勝利!春の北部共同集会」を中池袋公園で開催し全体で250人、文京・豊島・板橋区職労が参加しました。

南部ブロックでは、東京南部地区の7団体が集まって「南部地区共同行動」を実施しました。目黒区職労が参加し、目黒駅前春闘決起を呼びかける大宣伝行動を行いました。

全体として中央行動や地域春闘への取り組みは、昨年の参加を上回る規模で各単組が奮闘し、春闘相場引き上げと地域春闘の前進に向けて大きな役割を果たしてきたといえます。今後の最賃引き上げ、公務員賃金改善、「給与制度の総合的見直し」阻止に向けたたたかいにつなげていくことが求められています。

## 2) 自治体キャラバンの取り組み

12回目を迎えた自治体キャラバンは、15年1月18日の足立区を皮切りに、1月28日の福生市まで、23区、24市、3町、1村を訪問しました。東京自治労連は東京春闘共闘会議に結集し、各単組とともにすべての自治体と懇談しました。

その結果、昨年に比べて正規職員が611人、非正規職員は2,526人がそれぞれ減少していることが分かりました。一方、指定管理者施設数が3,710カ所と昨年から208施設増加し、委託事業も305カ所と52施設増加しており、自治体の正規・非正規の直接雇用から外部委託化がすすんでいることが窺えました。自治体キャラバンの大きな共同を広げて、公契約適正化運動の前進や職員、非正規職員の賃金・労働条件向上に向けて取り組みを強化させることが求められています。

## (2) 最低賃金引き上げ・全国一律最賃制確立の取り組み

東京自治労連は、14～16春闘で築いた賃上げの流れを公務分野でも確固たるものにするために、すべての労働者の賃金底上げを実現するために、最賃闘争と人勧闘争を合流させた官民一体のたたかいを職場と地域からすすめてきました。

国民春闘共闘委員会、東京春闘共闘会議は、最低賃金審議会での審議を前に、全国一律最賃制の実現と最低賃金の大幅引き上げをめざした第1次最賃デーとして5月20日(金)に中央行動を実施し、東京労働局前の早朝宣伝行動には、全体で50人、東京自治労連から4人が参加しました。その後、臨時・非常勤職員処遇改善、公務員賃金改善、給与制度の見直し中止を求めた「総務省前要求行動」。労働法制改革反対、全国一律最賃制度の確立などを求めた「厚生労働省・人事院前要求行動」と「国会請願デモ」には全体で700人以上、東京自治労連から33人が参加しました。

6月17日の第2次最賃デー「厚労省・人事院前行動」には、全体で350人(東京自治労連27人)が参加し、その後、賃金底上げ!最低賃金今すぐ1,000円、めざせ1,500円のプラカードを掲げて「銀座デモ」を行いました。

自治体に働く非正規職員の賃金引き上げと労働条件の改善、公契約条例の推進を求めた「自治体前宣伝行動」が、6月14日～20日の間に16区4市(26か所)で行われました。今後は、都内全ての自治体の門前で宣伝行動が実施できるよう地域組織と共同をさらに広げていくことが求められています。

7月26日、中央最低賃金審議会第4回目安小委員会が開催される中野サンプラザ前で、全労連と国民春闘共闘は宣伝行動を行い40人(東京自治労連5人)が参加しました。翌日の27日には結論が出されて、目安は地域ごとにA25円、B24円、C22円、D21円と答申しました。

すべての労働者の賃上げ、いまずぐ時給1,000円への引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立を目指して「安倍暴走政治ストップ!労働法制改悪阻止、第3次最賃デー7.27中央行動」が、7月27日に行われました。

総務省前の「自治労連総務省前要求行動」に続いて、全労連公務部会と公務労組連絡会の主催で初めて「内閣人事局前行動」を行い、定年延長・大幅増員実現、労働基本権回復、公務・公共サービスの拡充を求めて、公務各単産から1,000人が参加しました。

午後から日比谷野外音楽堂で開催された、第3次最賃デー「夏季闘争勝利!7.27中央総決起集会」には、全国から1,700人(東京自治労連31人)が参加し、その後の「人事院前行動」では、公務員賃金改善、配偶者手当改悪阻止、給与制度の総合的見直し中止などの要求をかかげて1,200人が結集しました。

各地方最低賃金審議会の目安答申がだされ、16年10月1日に16年度の最低賃金の改定額が出そろいました。最高額は東京都の932円、最低額は沖縄県の714円となっており、問題の地域間格差は218円に広がっています。昨年最低額だった4県のうち鳥取、高知がプラス1円で答申し、最下位を離脱しています。

政府や経団連も含めた合意目標では、できるだけ早期に最低800円にして、20年までに平均1,000円とすることになっていますが、経団連が「中小零細企業の支払い能力を考慮する必要がある」という優柔不断な見解を示しており、大きな声と共同を広げて公約の実現を求めていかなければなりません。

## (3) 公契約適正化運動の前進に向けた取り組み

東京での公契約条例制定が多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、世田谷区、千代田区の6自治体となり、また公契約条例の検討は、既制定を含めて30自治体でされています。

公契約適正化の要である「賃金下限規制」を含む条例は、全国18自治体で制定されています。入札要綱による適正化は13自治体、「賃金下限設定」条項がない理念条例(基本条例)も16自治体(6県・10区市:その他で高知市は理念条例を本条例に改正)に広がり、沖縄県は2017年度、目黒区は2018年度に公契約条例の制定にむけて議会や検討委員会が始動しています。

このような情勢の中で、東京土建と東京自治労連との定期協議では、東京土建は2020年までに

特別区の半数で公契約条例を制定することを目標に掲げており、これらの流れを東京で前進させるために、いくつかの区職労と、その地域の東京土建支部の役員との懇談を設定し、共同・連携を深めていくことをすすめてきました。

江東区では、「公契約条例推進のための懇談会」の準備がはじまり、最初の取り組みとして、現状について関係者が実態の理解や公契約条例の概略などについて理解し、小規模の学習・懇談を開催し、その後シンポジウムや区役所向けの宣伝、業者、議員などへのアプローチを展望しています。

文京区では、「公契約条例の実現をせまる四者会談」が実現し、①労働組合・労働者、②自治体担当者と首長、③議会、④建設業界との合意形成をはかり、関係団体へのアプローチをじっくり構えてすすめていくことを会談の中で確認しています。

#### (4) 労働法制の抜本改正を求める取り組み

「一億総活躍」のスローガンを掲げた安倍首相は、財界の要請に応えるため、さらなる労働法制の改悪を狙っています。8時間労働の原則を壊しさらなる長時間労働につながる「残業代ゼロ」を可能にする労働基準法の改悪は、16年通常国会での継続審議となり、また「規制改革会議」が検討課題としてあげている、使用者の都合で、金銭を払うことによって労働者を解雇できる「解雇の金銭解決制度」なども狙われています。

5月11日(水)、日比谷野外音楽堂で開催された「5・11雇用と暮らしの底上げアクション」は、日本労働弁護団が呼びかけて全体で1,800人、東京自治労連から4人が参加し、「なくせ！ブラック企業・ブラックバイト！なくせ！賃金差別！バイトもパートも今すぐ時給1,500円！守れ！1日8時間労働！」と訴える集会アピールを採択した後、銀座デモを行いました。

雇用共同アクションが主催した、『安倍「働き方改革」にだまされるな！STOP「定額働かせ放題の労基法改悪、首切り自由化、労政審解体」生活時間と賃金を取り戻そう！9・27決起集会』が、9月27日、文京区民センターで開催され全体で220人、東京自治労連から5人が参加しました。毎日新聞記者の東海林智さんが「安倍『働き方改革』のウソとマコト～安倍政権下で私たちに求められるものは～」と題し講演し、「世界で一番労働者が働きやすい国をめざしてたたかおう」と決意を固めあいました。

「働き続けられる労働環境の確立を求めて！安倍政権の労働法制大改悪を阻止しよう！」をスローガンに、裁量労働時間制の規制強化・残業時間の上限規制・勤務間インターバル規制導入実現を求める学習交流集会が10月12日(水)ラパスホールで開催され、全都から55人、東京自治労連から9人が参加しました。「安倍働き方改革といかにたたかうか!？」と題して鷺見賢一郎弁護士、「長時間労働規制法案概要について」と題して大久保修一弁護士が講演しました。東京春闘共闘の井手口事務局長が行動提起をし、労基法・労働法制の改悪を阻止するために地域から取り組みを前進させていこうと意思統一をはかりました。

#### (5) 2017年春闘期のたたかい

##### 1) 春闘期の中央、地域での取り組み

国民春闘共闘の17春闘のスタートを告げる「いっせい宣伝」は、17年1月6日に全国各地で実施され、池袋駅東口での宣伝には全体で13団体77人、東京自治労連から9人が参加しました。

「17春闘闘争宣言行動」として17年1月19日(木)に、厚労省前要請行動・丸の内昼休みデモ・日本経団連前行動が取り組まれ、全体で延1300人、東京自治労連から18人が参加しました。財界大企業の利益を優先する安倍政治に対して国民的な共同をさらに広げて安倍政権を退陣に追い込み、賃金引上げ・底上げ、雇用の安定と社会保障の拡充、地域活性化による安全・安心な社会を実現するため、労働者・国民とともに春闘をたたかうことを闘争宣言で確認しました。

17年1月31日、「STOP暴走政治！守ろういのちと平和、そして憲法」などをスローガンに、国民春闘共闘委員会・東京春闘共闘会議は、杉並公会堂で「2017年国民春闘総決起集会」を開催し、全体で1,000人、東京自治労連から104人が参加しました。

##### 2) 自治体キャラバンの取り組み

自治体キャラバンパート13学習交流集会が、16年12月14日(水)にラパスホールで開かれ、全体で54人、東京自治労連から6人が参加しました。自治体非正規問題や地域経済を発展させる公契約運動の意義、今後の課題などを柱にした行動提起が行われました。

2017年で13回目となった自治体キャラバンは、1月18日の世田谷区を皮切りに23日の福生市まで都内53の自治体と懇談しました。今回の特徴は、最低時給1,000円以上が今年の3区(千代

田・目黒・渋谷区)から7区(中央・港・豊島・足立区)に広がり、臨時職員の交通費別枠支給も4自治体(練馬・江戸川区、武蔵村山・多摩市)増えました。交通費の無支給は10自治体、時給に含むは7自治体と少数となりました。

### 3. 生活改善できる公務員賃金の引き上げを求めるたたかい

#### (1) 2016年春闘期の取り組み

東京自治労連は、16年1月24日(土)に開催した第49回中央委員会で「2016年国民春闘基本要請」を決定し、東京都内で働くすべての労働者の賃金について、時間額1,440円以上・日額11,500円以上・月額233,800円以上、少なくとも時間単価の引き上げ額を150円以上にすることをめざして取り組むことを決定しました。16春闘期では、すべての組合員に依拠した取り組みを重視し、各単組での春闘討論集会や学習会、職場懇談会などを通して組合員の切実な要求を集約し、すべての単組・局支部で要求提出を行うことをめざして取り組みました。

東京自治労連は、3月3日(木)に東京都、3月10日(木)に市長会・町村会に対して、「2016年国民春闘要求書」を提出し、国の強要・不当な圧力に屈せず生計費原則に基づいた首都圏の生活実態にふさわしい賃金・労働条件を労使で自主決着することを柱にした要請行動を行いました。

足立区職労は、職場単位での懇談会や学習会を行って意思統一をはかり、保健所分会では5か所の保健総合センターで昼休み学習会を実施しました。

世田谷区職労は、3月17日の統一行動日・集中回答日に合わせた決起集会を開催し130人が参加しました。

板橋区職労では、平日の夕方に春闘学習会を開催し42人が参加しています。また、本庁や出先職場で行った昼休み職場懇談会には全体で342人が参加しました。

都税支部は、全組合員参加型の春闘をめざし、分会ごとに昼休み職場懇談会を74回実施しました。組合員の88.97%が参加して春闘情勢を学び、職場からたたかいを前進させていく意思統一をはかりました。

自治体当局に対して、13単組・2局支部で要求書を提出することができました。今後はすべての単組・局支部で要求提出や要請行動を行うことが求められます。

#### (2) 2016年人事院勧告期の取り組み

16人事院勧告に向けて、公務労働者の要求を前進させるため、「公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名」と「雇用と年金の確実な接続を求める署名」を重点署名として組合員一人2筆を目標にして取り組みました。しかし、集約数は目標の1/3にとどまり、課題を残したといえます。

また、東京地評公務部会として民間労働組合と共に4月18日に人事院、特別区人事委員会、内閣人事局、4月26日に東京都人事委員会へ公務員の賃金・労働条件の改善要請を行いました。今回はじめて定年延長を認めない政府・内閣府人事局に対して、高齢期の雇用問題を柱に要請を行いましたが、人事局は、検討項目も示さず「検討している」との回答に留まり、無年金期間が拡大されているにも関わらず無責任きわまりない態度に固執しました。

7月15日「7.15人事院前行動」を柱に、長時間労働改善に向けた「官民共同行動」として、厚労省、内閣人事局、総務省、文科省、国交省、人事院へ民間で働く仲間たちとともに要請を行いました。

16春闘を起点に民間労組とともに賃金底上げを求める共同の運動が反映し、人事院は、8月8日、官民較差(708円+0.17%)に基づく月例給引き上げとなる3年連続となる月例給・一時金の引き上げる勧告を行いました。

東京自治労連は、都・区人事委員会勧告において国を上回る勧告を引き出すことが重要な課題であることから、9月16日(金)に東京地評として官民共同で、東京都人事委員会に向けて都庁前早朝門前宣伝行動を実施しました。さらに同日、東京都人事委員会と特別区人事委員会に対して要求書を提出し、要請行動を行ってきました。

#### (3) 2016年賃金確定闘争の取り組みと到達点

東京都人事委員会は10月18日(火)に勧告を行い、月例給について公民較差81円(+0.02%)と較差が小さいため改定を見送り、国に準じた配偶者の扶養手当の削減見直しを行うとしました。

人事院は、8月8日、官民格差(708円平均0.17%)、特別区人事委員会は10月11日(火)公民較差(584円+0.15%)に基づく3年連続の月例給・一時金どもの引き上げ勧告を行いました。

東京自治労連は、10月25日（火）に東京都市長会・町村会、11月1日（火）に東京都行政部市町村課に対してそれぞれ要請行動を行い、賃金の確定に当たって労使の協議と合意を基本とし、市町村の自主性を尊重することを訴えてきました。

都は、月例給の改定は見送られたものの、11月15日、行（一）、行（二）1級の号給カット提案を一定押し返し、また扶養手当収入認定要件見直し提案を2017年確定交渉期まで引き続き協議とさせて妥結しました。

区は同月17日、25年ぶりとなる月例給と一時金（0.1月）の3年連続引上げを実現し、扶養手当の見直しについても国人勸の影響を遮断し妥結しました。

三多摩では、都の勧告を押し付けられたものの、多摩市職では、配偶者の扶養手当削減の経過措置で、都を550円上回る10,550円とさせました。

国立市職では、給料表や一時金、扶養手当削減提案など先送り、年越し決着とさせました。

#### 4. 自治体非正規・公務公共関係労働者の賃金・労働条件改善に向けた取り組み

正規・非正規が共同して、要求と組織化を結合させ、かつ、庁内に非常勤の実態を周知し、切実な要求を世論化して賃金・労働条件を改善させた取り組みが広がりました。

公共一般墨田支部は、生活保護職場の非常勤職員に組合加入を呼びかけたところ、相談員業務のため超過勤務が多く、不払いである不満を聞き取りました。このため、2人が組合に加入し、確信を持って交渉に臨み、割増報酬支給を獲得しました。また、臨時・非常勤職員の生活実態や職場での思いを掲載したニュースを作成し、庁舎前朝ビラ・机上ビラを配布しつつ、要求闘争を展開しました。

公共一般豊島支部は、ほぼ毎月全職員対象に要求実現を訴える机上ビラを配布し、庁内の世論を喚起しながら、着実に組織拡大を行い、臨時職員の1か月空白期間を撤廃させるとともに、時給を70円引き上げ1,000円にさせることができました。

このほか、公共一般文京支部は昨年10月からの社会保険の加入要件改正に向けて運動し、加入者を拡大し、年内調整を実施させています。太田支部は、妊娠症状対応休暇・早期流産休暇を有休で新設したほか、東久留米・中野・板橋など5支部で最低賃金や都区の人事委員会のプラス勧告を力にして賃金引き上げを獲得しました。

関係労働者では、武蔵野市にある特養ホームなどを運営する指定管理者施設で、パワハラが横行している相談が地域労連にありました。職場の民主化を求めて、公共一般の分会が16年5月に10人で結成し、職場の仲間呼びかけながら運動し、パワハラをなくし、現場職員の声を重視する運営方法に転換することができました。

一方、世田谷区社会福祉事業団は2015年介護報酬の大幅なマイナス改定を受けて、赤字経営となりました。今年度末に2つの特別養護老人ホームの指定管理が終了するため、継続指定と職員の雇用を守ることを理由として、基本給17.9%、賞与40万円減額の提案が出されました。分会は、当初提案通りでは事業団が存続できても職員個々の生活を継続させることができないとして、運動を強化しています。

#### 5. 労働安全衛生活動の取り組み

##### （1）東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会の取り組みについて

自治体構造改革により、人件費削減や仕事の量を度外視した人員削減がすすみ過密労働が日常茶飯事となっているなかで、能力成果主義によって職場内のコミュニケーションが希薄化し、いじめやパワハラ・セクハラなどの問題が深刻化しています。体調不良を訴える労働者やメンタルヘルス疾患が増加している中で、2015年12月より「ストレスチェック制度」が義務化されました。しかし、この制度はメンタル疾患のあぶり出しとして悪用され、配置や昇進など労働者の雇用上の地位に直結しかねないなど多くの問題や課題を抱えています。

「2016年度東京自治労連労働安全衛生活動方針」では、不払い残業や超過勤務の根絶と、職員本位のストレッチャック制度を柱にし、毎月労働安全衛生活動推進委員会を開催して取り組みをすすめてきました。

5月22日（土）、都庁職大会議室で「ストレスチェック制度学習会」を開催し18人が参加しました。門田裕志氏（いのちと健康を守る会東京センター事務局次長）を講師に招き、労働者のメンタルヘルス不調を未然防止するための学習をおこないました。3単組からフロア発言があり、それぞ

れの労働安全衛生活動の取り組み状況について報告しました。

第15回労働安全衛生活動交流集会（9月3日）での基調報告をもとに、①単組の労働安全衛生活動の推進体制確立②労働安全衛生法・規則、各種指針の学習の促進③労安活動の予算・人員要求闘争との結合④法令に定める実質的な雇入時安全衛生教育の実施⑤すべての職場で36協定を締結する取り組みなどを柱にした「2016年11月～2017年3月の取り組み方針」（11月8日東京自治労連中央執行委員会）を決定しました。

健康で働き続けられる職場づくりをめざし、労働安全衛生活動推進委員会で取り組みをすすめ、各単組の活動推進に向け、情報の提供と方針の提起、単組の活動交流、労働安全衛生上の要求集約などを行ってきました。しかし、推進委員会への委員の出席が少なかったことなど課題も残しており改善が求められています。

## （2）不払い残業・長時間労働根絶方針について

公務員総数・総人件費削減政策のもとで、異常な長時間労働や不払い残業が後をたちません。このよう中で、いくつかの自治体職場には労働基準監督署による臨検（立ち入り検査）が行なわれ、長時間労働の是正や36協定の締結の指導が行われています。

東京自治労連は、仕事だけが増え続けて余裕のない人員配置や予算編成により長時間労働が恒常化し、メンタル疾患など健康を損なう職員が急増している中で、昨年7月「2015 超過勤務縮減・不払い残業根絶に向けた取り組み方針」を確立し、長時間労働や不払い残業問題、メンタルヘルス対策と、当局の責任と役割を追求してきました。

あたりに「超過勤務縮減・不払い残業根絶に向けた、実効ある36協定締結の取り組み方針」（2016年6月8日・東京自治労連中央執行委員会）を確立し、超過勤務実態の把握と改善のための協議を前進させ、超過勤務命令を違法状態から改善するための実効ある36協定締結の取り組みを具体化してきました。今後さらに取り組みを強化し、法律違反の不払い残業を根絶することが重要です。

## （3）各単組の取り組みの前進と課題について

各単組では、超過勤務の実態調査、不払い残業アンケートなどに取り組みなど労働安全衛生にかかわる組合員の切実な要求にもとづく運動をすすめています。

世田谷区職労では、3年間にわたりアンケートを実施し、特に不払い残業が多かった保育園の実態を保育課に訴えてきました。結果、園長会を通じて実績保障をするよう通達を出し、園長はじめ職員の意識が少しずつ変わってきていることが報告されています。

足立区職労では、保育園の職場改善運動を保育園分会と連携し、昨年1月の職場実態アンケート調査を皮切りに1年以上にわたって行ってきました。その結果、不払残業を2年前に遡って支給させました。また不払残業の原因となっている慢性的な人員不足の解消と増え続ける事務量の削減をさせること等の取組みを行ってきた結果、17年度には9年ぶりとなる保育士7人の新規採用を勝ち取りました。

非正規職員の労安活動への参加は十分にすすめられていない現状にあります。世田谷区では、16年5月「職場におけるパワーハラスメントに関する基本方針」が出され、非正規職員や委託先の労働者も正規職員に準じて同様に扱うと明記されたことは先進的なことです。

多摩市役所の出張所に勤務している非正規職員から、隣接のパチンコ店から流入するタバコの煙の対策を求める訴えがあり、公共一般本部と多摩支部が市に改善を求めています。

## （4）東京自治労連第15回労働安全衛生活動交流集会の開催

16年9月3日（土）、板橋グリーンカレッジを会場に「第15回労働安全衛生活動交流集会」を開催し、午前の全体会には103人、午後からの分科会を含めると延べ175人が参加しました。日常的な「安全衛生活動」と「労働組合活動」とを結合した取り組みを職場から一歩前進させることをめざして運動交流をおこないました。

記念講演では、働くもののいのちと健康を守る全国センターの岡村やよい事務局次長が「職場におけるメンタルヘルス対策とストレスチェック制度について」と題して、ストレスチェック制度導入の経過と問題点を柱に講演をしました。この制度を総合的な健康な職場づくりの一部にとらえ、メンタルヘルス対策、労安活動を前進につなげていくよう呼びかけました。

足立区職労の鈴木委員長からは「不払い残業とメンタルヘルス」と題して特別報告を行いました。足立区立保育園での不払残業根絶の取り組みでは2年間の未払い超過勤務手当を遡及させ、9年ぶ

りとなる保育士の新規採用を勝ち取ったことについて報告がありました。

午後から、「快適な職場づくりとメンタルヘルス不全への対応」、「保育職場の労働安全衛生活動」「非正規労働者の労安活動」の3分科会と、基礎講座「職場の労働安全衛生活動と労働組合の役割」に分かれ、学習・活動の交流などを行いました。

## (5) 働くもののいのちと健康を守る東京センターに結集した取り組み

東京自治労連はこの間、加盟団体として、働くもののいのちと健康を守る東京センター（以下、「いの健東京センター」）へ理事を派遣するなど、労安活動の幅を大きく広げるための活動交流を行ってきました。

15年11月7～8日、越後湯沢温泉「湯沢ニューオオタニ」を会場に「第15回働くもののいのちと健康を守る関東甲信越学習交流集会」が開催され全体で125人、東京自治労連3人が参加しました。「若手弁護士が語る労災事件の教訓」と題して八王子合同法律事務所の白神優理子弁護士が講演を行いました。特別報告では、首都圏青年ユニオンの山田真吾事務局長より、「非正規労働者の健康を奪うブラックな働き方」というテーマで行なわれ、ブラックバイト、ブラック企業とは何かということが語られました。

16年5月16日に「第2回労働安全衛生学校」が開催され、全体で52人、東京自治労連からも推進委員会のメンバーを中心に各単組から8人が参加しました。三つの講義の後、分散会が行われ、労働安全衛生活動について学習を深める場となりました。

働くもののいのちと健康を守る東京センター「第3回労働安全衛生学校」が、16年6月4日（土）ラパスホールで行われ、全体で41人、東京自治労連5人が参加しています。

いのちと健康を守る東京センター「第13回総会」が7月30日（土）ラパスホールで開かれ全都から51人、東京自治労連4人が参加しました。引き続き「いの健東京センター」と共同の取り組みを重視していきます。

16年11月19日（土）から一泊で大田原市ふれあいの丘シャトーエスポワールで開かれた「第16回働くもののいのちと健康を守る関東甲信越学習交流集会」には、全体で115人、東京自治労連3人が参加し、島菌佐紀弁護士（小菅・島菌法律事務所）が「過労死・過労自死事件から学んだこと～弁護士10年の経験から～」と題して記念講演を行いました。安倍内閣がすすめている残業代ゼロ法案はじめ労働法制の改悪を許さないたたかいをすすめる意思統一をはかりました。

## 6. 自治体「構造改革」とのたたかい

### (1) 職場・地域からの自治研活動と全国・東京の自治研集会

#### 1) 第13回地方自治研究全国集会の参加

10月1～2日に茨城県つくば市で開催された第13回地方自治研究全国集会には、『「第13回地方自治研究全国集会 in 茨城つくば」の東京自治労連の取り組み方針(2016年4月27日)』を策定し、職場から次世代育成を視野に参加を呼びかけました。全体参加者は延べ2,200人。東京自治労連からは延べ117人が参加しました。

#### 2) 第11回東京地方自治研究集会の開催

2015年7月から準備を始めた「第11回東京地方自治研究集会」は、「憲法をまもり、いかして、くらし・福祉を充実させる東京へ」をテーマに、明治大学リバティータワーで12月11日に開催しました。全体で参加者はのべ1,015人。実行委員会に参加する59団体以外にも多くの団体、個人・議員が参加し、午前中は、渡辺治一橋大学名誉教授の記念講演と基調報告を行い、午後は10の分科会で討論やシンポジウムなど、各分野の本来のあり方や今日的課題などについて深めました。

第11回東京地方自治研究集会は、東京自治労連が事務局となり、59団体の実行委員会で開催しました。第1回の実行委員会を2015年9月30日に開催し、その後2016年11月16日まで6回の実行委員会を行い、集会終了後ただちに総括の実行委員会を12月14日に開催しました。

基調報告の作成にあたっては、副実行委員長6団体から起草委員を選出し、豊かな内容にするよう努めてきました。起草委員会は2016年10月31日までに6回開催し、実行委員会で確認してきました。

起草委員会、実行委員会と並行して10の分科会が確定後、精力的に運営委員会を開催し、各分科会が3～4回の運営委員会を行い、合計34回運営委員会が開催され、分科会の運営委員は110名

に及びました。前回に引き続き多くの団体・個人による議論が積み重ねられ、同時にそれぞれの分野での議論自体が政策研究にもなり、運営委員会自体が地方自治研究の場となりました。

実行委員会では 2020 年オリンピック・パラリンピックについては欠かせないことから、分科会として設けるか否かが話されましたが、多くの分野にまたがることからプレ企画として実施することとし、11 月 19 日に開催し 73 人で成功させました。

### 3) 単組の自治研活動と地域での取り組み

「自治研活動の取り組み方針(2015 年 9 月 9 日)」に基づき、「2016 年末までの自治研活動方針(2016 年 4 月 27 日)」を策定し、職場・地域の自治研活動の推進を呼びかけました。残念ながら単組・職場での取り組みには弱点を残しましたが、その一方で、地域では、11 月に文京で、区職労などが中心となって「文京地方自治研究所」が発足しました。板橋、世田谷に続く地域の自治研組織となります。また、豊島でも地域から準備が始まっています。

## (2) 公的サービスの産業化を許さない取り組み

足立区では、戸籍窓口事務委託に反対し一定の到達点を築きましたが、さらに、区民 1300 人余りが公金支出の差し止めなどを近藤弥生区長に求める住民訴訟を 2015 年 1 月 21 日、東京地裁に起こし運動を広げています。

また、新たに総合窓口業務の問題が浮上していることや、労働者派遣法が改悪され、自治体の本庁業務を含め直接指示ができる派遣労働者に置き換えることが可能となりました。派遣労働者への置き換えの問題について 2016 年 4 月 22 日に学習会を開催しました。

さらに、経済財政諮問会議のもとに設置された経済・財政一体改革推進委員会が示す「経済・財政再生計画改革工程表」(2016 年 4 月 28 日)のもと、重要業績評価指標(KPI)を使って、到達度を明らかにしながら自治体業務の民営化を迫っています。今後、年度ごとに指標を改定しながらさらなる自治体業務の民営化をすすめるものとなっています。

東京自治労連では 2016 年 10 月、自治体に特に影響のある項目として、窓口委託、庁舎建替、医療・介護、マイナンバーについて取り上げた上で、東京自治問題研究所の協力を得て、「経済・財政再生計画」改革工程表分析のためのチーム(略称「KPI」分析チーム)を各単組の協力も得て発足し、各チーム 2~3 回の議論を重ね、報告書をまとめました。今後各単組での活用を呼びかけて行きます。

## (3) 予算人員要求闘争の前進

民間委託の拡大阻止と、住民のいのちくらしを保障するため、現業・非現業の新規採用による人員の確保を求めてきました。16 予算人員要求闘争では、世田谷での学校主事と土木現業、文京の保育園調理などで採用を勝ち取っています。

また、不払い残業根絶の取り組みとして、足立では、保育園職場の超勤実態調査を基に、当局と粘り強く交渉し、2 年にわたりさかのぼっての超勤手当の支給、新たな人員増を勝ち取りました。

17 予算人員要求闘争では、江東区が職場と一体になった粘り強い取り組みで、26 人の削減提案を跳ね返すとともに、目黒区では、土木現業の定数を確認し、採用への道筋をつけました。

全体に人員削減攻撃とともに、出先機関の老朽化に伴う民間委託などが進んでいます。引き続き、予算要求闘争を住民運動と結びつけた取り組みを重視するため、自治研集会などの取り組みが重要となっています。

## (4) 保育園を始めとした委託、民営化反対の取り組み

保育では、墨田区が、「墨田区保育所等整備計画」に基づき区内の 10 ブロックに 1 園を認定子ども園として公立で残し他を民営化する計画を公表しています。これに対して、区職労が先頭にたつて公務公共一般や保護者、住民と「よりよい保育を @ すみだ」を立ち上げ反対運動を進めています。さらに、9 月、2020 年までの具体的な計画が出されたもとの、職員学習決起集会を開催するとともに「白紙撤回」にむけた取り組みがすすめられています。

また、これまで「公立堅持」を掲げてきた品川区では、財政効率を理由に 2015 年 12 月区議会文教委員会で公立保育園 5 園の委託化を発表しています。職員への周知もしながらここでも住民とともに、「子どもに格差のない保育を求める品川実行委員会」に結集し、運動を広げています。

さらに、国立市でも 2015 年 12 月に「保育審議会」で「財政改革審議会の答申」を受け、「公立

保育園の民間委託」と委託にあたってのガイドラインの審議がこの7月までを目途に進められています。この間、審議委員への働きかけなどを行ってきましたが、9月、4園全園の委託方針が決められ、保護者と一緒に反対する取り組みが始まっています。

この間、保育園給食の民間委託が急遽提案される区が相次ぎ、文京区では、「正規職員が定着しない。」などを理由に委託が決定しました。豊島区も10月に委託の提案がされ現在交渉中です。

## (5) 予算分析

16年度の東京都予算は、舛添都政の特徴が現れたものとなりました。一部保育や高齢者、非正規の正規雇用化などについて、都民運動の高まりと自らの公約との関係で都民要望に応えたものもありますが、全体としては財界・政府の戦略に沿ったものとなっています。幹線道路建設や防災・減災を理由とした都市計画道路建設、東京港の大型コンテナ化など大型公共事業に予算を配分しています。その一方で、「福祉保健費」は、法律、制度に基づく増額しかしていません。

この様な都の予算の内容を明らかにするため、16年「東京都の予算パンフ」を作成し、多くの方々に活用していただきました。

17年度予算は、小池都政初めての予算編成となります。各局支部の協力も得て「予算パンフ」の作成を始めました。

## 7. 社会保障制度改悪をはじめとした国民的課題の取り組み

### (1) 消費税増税反対の取り組み

6月1日安倍首相は「再び延期することはあり得ない」としていた17年4月からの10%への消費税増税を、「新たな判断」の名の下、「19年10月まで2年半の延期する」と打ち出しました。このことは、アベノミクスの失敗と消費税廃止を求める各界連の毎月の宣伝署名行動をはじめとした私たちの運動の成果です。東京自治労連は、毎月の宣伝行動に参加してきました。引き続き運動を強化し、延期ではなく増税中止に追い込むことが重要です。

### (2) 社会保障制度の改悪を許さない取り組み

#### 1) 東京の医療構想に反対する取り組み

東京の医療構想をめぐって、東京自治労連は、公務の産業化の具体化のトップとしてすすめられている医療・介護分野では何らかの取り組みが必要と、関係団体と検討会を繰り返しました。大幅な病棟削減と地域での退院患者の受け皿となる「地域包括ケア」も機能せず、大量の医療難民、介護難民があふれる状況を知らせるため、16年4月23日にシンポジウム「私たちが求める医療、介護」を開催し137人（自治体労働者37人）が参加し成功しました。このシンポの成功を受け、さらに参加団体を増やし、16年6月9日に、名称を「私たちが求める医療と介護・福祉を求める東京の実行委員会」として発足しました。東京都の「東京都地域医療構想（案）」が16年6月29日にまとめられ、パブリックコメントが実施されました。これに対して、ひな型を示し多くの方がパブリックコメントをだせるようにしました。

16年7月26日第2回東京都医療審議会が開催され、「東京都地域医療構想」が策定されました。医療圏ごとの第1回目の「調整会議」が開催されました。ホームページで傍聴を呼びかけるとともに、17年2月5日には「～社会保障は国の責任～地域医療構想で、医療、介護はどうなるか？」の集会を開催し、100人の参加で成功しました。

#### 2) 医療・介護制度改悪反対のたたかい

私たちは、社会保障の削減を許さず拡充を求め、全労連、自治労連などの運動に積極的に参加してきました。医療・介護の大改悪を阻止するため、運動の交流と闘いの意志統一を行う「安全・安心の医療・介護大運動」全国交流集会在15年12月22～23日に愛知で開催され、東京自治労連も参加してきました。16年は、11月23日に東京で開催され、自治労連から50人が参加しました。憲法25条の実現を求める「5.20共同集会」には、全国から3,000人が参加し共同を広げました。

また、東京社保協として医療・介護の充実を求め国会議員要請に取り組むとともに、「安全・安心の医療介護を実現する大運動」署名にも取り組みました。16年3月1日に開催された第41回東京社保協総会には、21団体35地域145人が参加し、芝田英昭立教大学教授による記念講演、各地域での運動交流、今後の闘いの意思統一を行いました。15年7月20日に開催された第43回東京社会

保障学校には、201人が参加しました。また、16年5月29日に開催された第44回東京社会保障学校には、108人が参加しました。

社会保障改悪反対の闘いを強化するため東京社保協が提起する「子育て支援のため 子どもの医療費無料化拡充と子どもの保険料軽減を求める署名」や「若い人も高齢者も安心できる年金を求める署名」などの取り組みを引き続き行っています。

東京自治労連は、東京医労連などとともに作る東京医療関連協の運動に医療関係単組とともに積極的に参加してきました。東京医療関連協は、16年2月28日の「2・28春を呼ぶ白衣宣伝&金属労働者東日本集会」には宣伝署名行動の後、東日本金属労働者の集会に参加しました。春のナースウェーブ行動は、3月22日に64人で新宿駅南口宣伝署名行動を実施し、「看護の日」行動では、16年5月11日に新宿駅での宣伝行動と新宿明治安田生命ホールでの集会をのべ262人（東京自治労連から16人）で成功させました。また、毎月第4土曜日にはサタデーアピール宣伝行動も実施してきました。

### 3) 介護保障制度改善の取り組み

第6期介護保険料は東京で58区市町村が引き上げ、都内平均は5,538円で前期から546円引き上げとなりました。東京社保協、東京自治労連が参加する「介護をよくする東京の会」では、実態・要求をつかむために都内62自治体にアンケートを実施し、38自治体からの回答を得てきました。

また、「介護保険制度改善の意見書」採択を求めて、自治体への陳情・請願などに東京の21自治体で取り組みをすすめ、10自治体で意見書が採択されました。

全国の取り組みとして「介護で働く仲間の全国交流集会」が、15年11月8日に開催され129人が参加しました。その集会の直前に行われた単鴨宣伝では、短時間で118筆もの署名が寄せられています。16年1月11日は「介護フォーラム2015」が開催され110人（東京自治労連から8人）が参加しました。16年2月11日には「介護保険制度東日本交流集会」が開催され、145人（東京自治労連から11人）の参加で各地の運動交流を行いました。

「介護をよくする東京の会」は、16年10月1日に「介護フォーラム2016」を開催し60人が参加しました。また16年11月6日「介護全国交流集会」に取り組みました。さらに、都議会への請願を行いました。17年1月22日には、各集会と総会が開催され、46人の参加で成功しました。都議会への請願は、2月17日に審議されます。

東京都に対しては、15年、16年毎年「都民要求実現大行動」として、対都行動に参加してきました。

### 4) 生活保護の拡充を求める取り組み

東京自治労連も参加する「生存権裁判を支える東京連絡会」は、月1回会議を開催するとともに、10月22日に総会を開催し、69人が参加して成功しました。

この間提訴された全国の国家賠償請求訴訟が最高裁で敗訴確定するとともに、新たな訴訟が行われています。

### 5) 東京自治労連の社会保障対策委員会としての取り組み

「医療」「介護」「保育」「児童館・学童保育」「生活保護」等の社会保障制度の改悪が地方自治体で具体化されることをふまえ、自治体及び地域住民にどのような影響を及ぼし、自治体労働者の働き方をどう変えていくかを明らかにし、職場組合員に広く伝え、職場・地域から運動を作ることが求められました。社会保障対策委員会を再開し、「社会保障対策委員会報告」を作成し、各単組へ配布し、これらの分析と運動の方向性について明らかにする取り組みをすすめました。

### 6) マイナンバー制度に関わる取り組み

マイナンバー制度については、この1年間機関紙への連載をはじめ、情報交換会を開催し、情報の共有を図ってきました。共通番号制の個人番号の送付が15年10月から始まり、2016年1月からは個人番号カードの交付がはじまりました。

東京自治労連として、実施までに3回にわたって、各単組での要請行動を取り組むとともに、実施後16年6月8日に見解を発表し、職場の実態をつかむためのアンケートを実施しました。16年10月からは、マイナポータルや情報連携、自治体クラウド化も含め「改革工程表、KPI分析チーム」で検討を行いました。

## 7) 児童相談所の特別区設置への対応

16年6月の児童福祉法改正に伴い、「児童相談所」が中核市や特別区に設置可能となりました。23区では、従来からの検討の上に、設置に向けての検討が始まりました。情報収集ともに、子どもの権利を守ることができる十分な施設、機能の確立を求めています。

## 8) 保育分野の取り組み

### ①待機児童解消を求める取り組み

「保育園落ちた…日本死ね」のブログに端を発した「保育所待機児童解消を求める」声は、社会問題として広がり、政府も不十分ながら「緊急対策」を打ち出さざるを得なくなりました。自治労連も参加する「よりよい保育を執行委員会」も積極的に集会などを開催し、「思い切った『処遇改善』で保育士増やそう！3・29緊急集会」など16年3・4月の3回の集会には、保育部会を中心にのべ32人が参加しました。

東京の待機児童は、全国の1/4を占めており、この解決が重要な課題です。東京自治労連は、国の待機児童解消施策に対して、16年4月28日に国の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」に対する見解を公表し、16年5月18日には、「東京の待機児童の解消は、公立保育園の施設の活用や人的配置を含め公的責任で早急に行うよう求める方針」を策定しました。さらに16年5月27日に「学習意志統一集会」を33人の参加で開催し、各自治体から公立保育園を活用した取り組みで待機児童解消を図る意思統一を行いました。16年7月8日には、都行政部に対し要請行動を行い、「公立保育園の活用で待機児童解消を」求めました。引き続き、東京都に対して公立保育園への新たな財政支援制度創設や国の補助制度の創設などを求めています。世田谷区では、独自に待機児童対策のチラシを10万枚作成し、駅頭や保育園門前、新聞折り込みで配布しています。

東京自治労連保育部会として16年10月28日に東京都福祉保健局要請を行い、11人が参加し、東京都の待機児童解消策について聞くとともに、「園庭と経験豊かな人材のいる公立保育園こそ待機児童解消に活用すること」「そのためにも、運営費等に東京都独自の加算を」と訴えました。

### ②保育署名など公的保育を守る取り組み

2015年の「子どもたちによりよい保育を！11・3大集会」には、全体で3,500人、東京からは679人が参加しました。午前中はマリオン前宣伝に35人が参加しました。翌4日には政府・国会要請行動に全国から300人が参加しました。最終的に国への署名168万筆(東京自治労連5万1,027筆)を提出しました。

公的保育・福祉を守る東京実行委員会の都議会に向けた請願署名は、15年12月11日に都議会に提出(この時点で3万4,000筆内東京自治労連分は1万9,000筆)し、各会派要請を行いました。最終的に公的保育・福祉を守る東京実行委員会全体で最終的に5万筆集め、都議会に提出しましたが、都議会厚生委員会で否決されました。しかし、これまでの運動を反映し、東京都の長期計画では3年間で4万人の保育定員の増が打ち出される到達を築きました。

16年1月24日、東京自治労連保育部会総会が開催され、待機児童解消、民営化反対、保育の質を高める取り組み、非正規労働者の組織化などについて意思統一と交流を行いました。16年2月20日・21日、「第24回自治体保育労働者の全国集会 in 岡山」が開催され、全国からのべ912人(東京から63人)が参加し、新制度に関する取り組みの意思統一と全国の取り組みの交流を行いました。

16年は、政府に向けた最大の取り組みとなった「子どもたちによりよい保育を！11・3大集会」には、全体で3,500人、東京からは609人が参加しました。午前中はマリオン前宣伝に25人が参加しました。前日2日には政府・国会要請行動に全国から250人(東京から18人)が参加しました。

都議会に向けた請願署名は、16年12月14日に都議会に提出(この時点で21,475筆内東京自治労連15,475筆)し、11人で各会派要請を行いました。都議会での審議向け、最終集約を1月末としています。

17年1月22日に保育部会総会を開催しました。2月18～19日には、「第25回自治体保育労働者全国集会 in ながの」が開催されます。

### ③「若手保育士の連続講座」の取り組み

連続講座は、16年3月までに4回開催され、若手だけでなく保育士の学習の場として100人近くが参加し、実践交流などを通して学習を深め大変好評でした。16年度は、単組での取り組みに結び

つけるために、運営委員を登録制にし、恒常的に係わる中で学び合うとともに、5回の講座を保育内容と組合活動の2本立てで学ぶ講座として開講し、すでに3回の講座を開きました。参加者は増えていますが、単組ごとの温度差もあり、単組と一体となった取り組みが必要になっています。

#### ④保育職場の労働安全衛生活動

保育部会では月1回を基本に労働安全衛生活動推進委員会を開催し、学習を基本に、今年度は「保育職場における腰痛予防」「年次有給休暇の取得の向上と超勤問題」の取り組みをすすめ、特に36協定の締結を重視した超勤実態調査などの取り組みを単組とともにすすめてきました。

#### 9) 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換と TPP 批准阻止の取り組み

原発ゼロ、再生可能エネルギー実現のために全労連・自治労連などに結集し取り組みました。16年3月26日には、「原発のない未来へ！3・26 全国大集会 IN 代々木公園」が開催され、全体で35,000人（東京自治労連141人）が参加しました。また、「NO NUKES DAY 反原発★統一行動」（16年10月日）に全体で1万5,000人（東京自治労連から16人）が参加するなど原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換を求めて粘り強いたたかひが続いています。

福島原発事故では、事故の実態と現在の状況を知り、被災地を応援しようと女性部が関東甲越ブロック女性部総会として「福島応援ツアー」を取り組み、東京自治労連からも30人を超える組合員が参加しました。目黒区職労をはじめ単組でも様々な形で取り組まれています。

TPP 批准反対の取り組みも、国会行動を中心に全労連・自治労連とともに取り組みました。

#### 10) 教育の改悪に反対する取り組み

16年1月30日に開催された「教育のつどい」には、東京自治労連も協賛しました。

16年11月5日に開催された「子どもと教育を守る11.5大集会」には、全国から1,800人が参加し、東京自治労連も参加しました。新学習指導要領の策定が進められるもと、17年「2.4教育のつどい」が開催され、東京自治労連も協賛し、290人が参加しました。

#### 11) 2020年オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み

「オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」に結集し、毎月の会議で施設、財政・インフラ、大会運営、都民スポーツなど多角的な検討をしてきました。16年4月16日「みんなで考えよう2020オリンピック・パラリンピック」と題した第6回提言討論会が開催され、施設や財政、大会運営などをテーマに現状を出し合いました。また、16年5月には、JOCや組織委員会、東京都への要請を行うとともに、広く現状を都民に訴える必要を確認し、16年6月27日都庁前、7月28日に虎ノ門ヒルズ前で都民宣伝を行い、東京自治労連も参加してきました。

第11回東京地方自治研究集会では、16年11月19日の「第7回提言討論会」をプレ企画として位置づけて開催し、69人が参加しました。

### 8. 民主的自治体建設、国政民主化のたたかい

#### (1) 参議院選挙

16年7月10日投票で行われた参議院選挙は、戦争法廃止を求める幅広い運動の発展のなかで結成された「戦争法廃止と立憲主義の回復を求める市民連合（市民連合）」と野党の共闘が模索され、参議院1人区32全てで共闘が成立し闘われた選挙となりました。東京自治労連は、16年6月1日「2016年参議院選挙の取り組みの基本、東京自治労連基本要請」を決定すると同時に機関紙にも掲載し、組合員の旺盛な活動を呼びかけました。

#### (2) 東京都知事選挙

政治資金や公費の不正支出の疑惑による舛添前都知事の辞職に伴う、東京都知事選挙（告示7月14日、投開票7月31日）は、大企業優先・都民犠牲の都政から、住民の生活優先の都政を実現する重要な選挙であり、参議院選挙での野党共闘が東京でも初めて具体化された選挙となりました。

東京自治労連は、野党統一候補として立候補した鳥越俊太郎氏を推薦し、「革新都政をつくる会」の一翼を担い宣伝行動などに取り組みました。結果1,346,103票、得票率22.24%を獲得しましたが、新都知事には、小池百合子氏が当選しました。直後に、書記長談話を発表し、別途「総括」を中央委

員会で確認しました。

### (3) その他の首長選挙

自治労連の推薦を受け、埼玉知事選、京都市長選、沖縄・宜野湾市長選に推薦を行うとともに、自治労連の支援行動に取り組みました。

また、東京地評の推薦を受け、八王子市、府中市、狛江市、国立市、目黒区、港区などで首長を推薦しました。

## 9. 組織拡大強化と自治労連共済

### (1) 単組との日常的な組織拡大の意思統一

春の拡大月間、秋の拡大月間での、方針の意思統一と活動交流をすすめるため、書記長・組織部長会議、組織拡大強化推進委員会を開催しました。

また、16春闘で組織化目標達成に向けた、組織の総力を挙げて取り組む決起の場として、2月8日に東京自治労連組織拡大スタート集会を開催し29人が参加しました。決意表明では、都庁法人から賃下げ攻撃の中で組織拡大での反撃、墨田区職労から歓迎会をきっかけに非正規職員の組織化について、足立区職労から新規採用者の組織化に向けての構えについて、都庁で働く青年実行委員会は、おきプロ NEXT をきっかけに青年活動強化など大いに語られ、士気を高めた集会となりました。

### (2) 第1次組織拡大・強化中期計画

「組織財政検討委員会への対応方針」を受けて、2020年までにすべての単組で組合員と組合費の純増に向かい、次世代育成で役員体制の確立を保障し、東京における自治労連運動を前進させるために第1次組織拡大・強化中期計画（案）を提起しました。

中期計画決定に向け、6月の拡大中央執行委員会で中期計画（素案）を提案し、各単組での機関討議依頼し、7月の拡大中央執行委員会で機関討議集約と拡大中執での集中議論を行いました。続く、7月23日の東京自治労連組織集会で中期計画（案）の提案、集中討議をし、8月の拡大中央執行委員会で①中期計画（案）を議案として確認、②各単組の中期計画案の作成提案、③当面の2016年度「秋の集中拡大月間」方針（案）の提案を行いました。9月24日の東京自治労連第50回中央委員会で「東京自治労連第一次組織拡大中期計画」決定し、その後の「秋の組織拡大月間決起集会」ですべての単組の決起を呼び掛けました。

### (3) 第17回組織集会

7月23日に開催した第17回組織集会は、全体60人で行われました。「東京土建一般労働組合の組織活動の特徴と明るい建設産業を多数派結集の取り組み」について東京土建一般労働組合の白滝書記長より講演が行われ、組合員が団結して、厳しい労働条件の中でも、組織拡大期間に集中的に仲間づくりを行っていることなど活動意欲を向上させるものとなりました。

続いて、基調報告を行い、第1次組織拡大・強化中期計画（素案 改訂版）を提案しました。

分科会では、青年組合員・役員や経験の浅い役員が、役員として成長してもらうために、職場活動など運動や学習活動などへの参加をどのようにすすめていくのか、その経験や工夫など交流しました。非正規職員では、正規組合が行う懇談会・学習会・集会、また歓迎迎会等の職場の結びつきを活かした、職場での組織拡大を中心に活発な討論が行われるなど、16年春の組織拡大月間の総括と秋の拡大月間に向けた意思統一の場となりました。

### (4) 春・秋における組織拡大月間の取り組み

#### 1) 16年春の組織拡大月間

新規採用者組合加入をめざす、春の拡大月間では、職場懇談会を軸に組織強化を重視し、各単組が新規採用者、未加入者、非正規・公務公共関係労働者、共済の目標と計画を作成しました。さらに、単組の具体的な実態把握をして、本部と連携し、今後の取り組みについて強化を図るため、1～3月に、東京自治労連と単組の懇談を行いました。

取り組みの特徴は、4月と5月の期間での特徴が明らかになりました。4月の集中期間は、①例年以上に、事前準備に力を入れた。②組合説明会をはじめ、青年が新規採用者に声をかける活動が

増え、また参加する人数も増えた。③執行部と青年が一体で取り組みを行う単組・支部が増えた。④組合説明会で自治労連共済の加入を呼び掛けた単組・支部が増えました。

5月の連休明けから後半の期間では、執行委員会を軸に情報集約と今後の取り組みを確認し、集中した取り組みが継続されました。

このことから、昨年度比増勢となった単組は、目黒区職労 33 人、文京区職労 16 人、多摩市職 14 人など 5 単組に到達しました。

とりわけ、昨年度に単組や基礎組織で青年役員が選出されたことに、執行部が確信を持ち、準備段階から青年とともに議論を重ねて、取り組みを開始した単組が力強く拡大をしています。このことから、青年役員の労働組合活動の熱意を引き出すものとなりました。

東京自治労連・春の組織拡大月間ニュースは、3月5日から13号発行し、単組の奮闘を伝え、拡大強化を図りました。

また、東京自治労連と単組懇談・組織調査で明らかになった課題では、単組の執行部は、欠員や次世代役員への交代が困難な状況が続いています、しかし、青年役員選出が 48 人、さらには、かつて役員を経験した組合員などの選出で、全体は 56 人となりました。単組執行部に青年役員選出は、9 単組、2 支部で、支部・分会への選出は、8 単組でした。

目黒区職労は、3 支部の執行委員に青年役員 9 人を選出すると同時に、それまで三役を経験してきた組合員を単組執行委員会に役員選出し、体制強化を図りました。また、昨年公共一般組合員だった青年が正規採用となり、区職労に加入しました。その後、支部の会計監査を担っています。こうしたことから、支部の青年役員数は 18 人となっています。

その一方で、この間の職員採用削減の影響や住民サービスの多様化など職場の困難性の増大によって職員間の交流が希薄になっていることへの対策として、単組又は役員が職場の職員交流会を働きかける取り組みが広がっています。

## 2) 16 年秋の組織拡大月間の取り組み

東京自治労連組織拡大・強化中期計画を策定して初めての秋の組織強化拡大月間となり、3 回の集中拡大期間を設定して取り組みました。このため各単組で、組織実態を分析した上で、確定闘争期にふさわしい、組織化・組織強化・次世代役員育成の取り組みが具体化されました。

拡大中央執行委員会（10月3日、11月7日）の際に「組織拡大強化拡大推進本部」を開催し、取り組みの基本的な意思統一を行いました。そのうえで、書記長・組織部長会議を 10 月 7 日に開催し、単組の目標と計画を確認とあわせて、具体的な取り組みについて意思統一しました。組織拡大強化推進委員会を 11 月 28 日に開催し、取り組みの経過と対応の確認と交流を行いました。また、困難単組懇談会を 10 月 31 日に開催し、6 単組 1 支部が参加、組織状況を調査・分析し、実行する課題を決定していることが確認されました。加えて、困難な状況でも果敢に取り組んでいる他の単組の取り組みに励まされた懇談となりました。

全体の取り組みを促進するため、単組の確定闘争の状況・組織拡大の取り組みを秋の拡大強化月間ニュース（No 1～No5）で伝えました。

また、条件付き採用が終了した新人職員に対するチラシ（東京自治労連と共済グループと共同）を作成し、未加入者の組織拡大をすすめました。

衛生局支部は、看護師の不払い残業アンケートを実施し、不当な不払い残業が減ってきています。こうした中で、小児総合医療センター分会では看護長が 2 人加入しています。昭和病院労組は、昼休み職場訪問を展開し、働くなかまの要求・職場アンケート配布をしながら対話するなど、職場要求を丁寧に聞き取り、今後の組織拡大に向けて種をまいています。

単組の取り組みの違いはあるものの、人事委員会勧告・賃金確定闘争という大きな要求闘争の中で、全体として組合加入と次世代育成を意識して取り組まれました。要求闘争と結合した組合加入がすすめられ、10 単組 1 局支部で具体的な加入に結びつき、自治体正規職員では 27 人が加入し、非正規・公務公共関係労働者を含め計 130 人の加入となりました。また 5 人の次世代役員の選出も行われています。

## (5) 次世代役員育成の取り組み

### 1) 東京自治労連青年部、東京の自治体で働く青年交流会

第 13 回青年部定期大会は、16 年 3 月 18 日に開催され、単組・局支部・分会及び補助組織の役員に選出された青年たちが、運動の取り組みや具体化を議論しました。

江東区職労の青年は、「(予算人員闘争では) 組合で、めっちゃめっちゃ座りこんで 4 人確保すること

ができた。保健相談所は4つなので、1人ずつ新人が置ける。」、板橋区職労の青年は、「(春の組織拡大に向けて) 保育は新制度で、産休明けの保育士が0歳児を担当するようになった。超勤は課長は『申請すれば、だす』と言わせている。働く意義を勝ち取っていきたい。」と報告し、全体の議論をリードしました。

職場の組合員を見つめ、要求を捉えて、果敢な取り組みが交流されたことから、17年春の組織拡大月間に向かう、青年たちの意思統一集会の場となりました。

東京の自治体で働く青年交流会は、「青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト2016」(10月8日～9日)を開催し、7単組3局支部19人が参加しました。

「自治労連ってなあに？組合活動ってナニスルノ？」を喜入書記長が講演し、分科会①「GU・CHIステーション」は建物設備、人間関係、残業等課題別に愚痴を出し合い、要求にまとめることを目的に行いました。体調不調時に休暇申請を自由にできないなど、上司から仕事を強要された経験や職員間の支えあいが乏しいことによる精神的苦痛が告白され、次世代担当役員から問題点の指摘や解決方法が紹介されました。②「組合役員ってなにすりゃいいの？」は、超過勤務問題を整理し、要求書を作成、模擬団交を行いました。本番さながらの演出に、胸をドキドキさせながらも、当役の喜入書記長に超勤手当改善を約束させることができました。

1日目の夕食交流、2日目バーベキューを通じて、青年たちは親近感をもち、次世代担当役員には生活面での相談を行うなど親睦を深めました。

2月3日に、第14回定期大会を開催しました。質疑討論では、8人の代議員から発言があり、「いちご狩りに多数の申込みがあったので単組の青年部としても活動のきっかけにしたい」、「ゆけむりプロジェクトに参加し、色々な職場の実態を知れた」、「毎年青年が中心となり新人の組合加入を進めている。今年も頑張りたい」など、さまざまな意見や活動の交流ができました。

「いちご狩りへ行こう♪日帰りバスツアー」は、2月12日(日)に行われ、青年37人、次世代役員4人に加えて、子ども12人など家族を含む61人が参加しました。各単組から選出された青年実行委員の頑張りで、バスの中での交流をきっかけに、昼食、いちご狩りを通じて、参加者は大いに交流しました。また、家族での参加が8組あり、子育て世代の組合員の親睦を深めることができました。

## 2) 単組の取り組み

各単組で、16及び17確定・予算人員闘争での各種行動、「青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト」、青年部定期大会への参加で運動の確信を持った青年役員たちは、引き続き16春・秋の組織拡大月間で、単組に新風を吹き込むとともに、単組執行部と先頭に立って取り組みました。

特徴は、自治労連運動の各課題・諸行動を、青年組合員のフィールドワーク(現場を観察したり、同じ経験をすること)として位置付け、参加者の増加と学習・交流を発展させたことです。

世田谷区職労は、17確定闘争で職場オルグを実施するにあたり、配属2～3年目の若手職場委員の協力を得て、次世代役員育成の取り組みに結びました。「区職労・現業賃金確定予算人員要求実現中庭集会」等の諸行動では、準備要員約30人のうち10人を分会役員以外の20～40代を選出しました。さらに保健福祉分会は宿泊学習会を開催(11月19日～20日)し、役員から青年への参加呼びかけとともに、青年自身も職場の後輩などの横のつながりを活かして、青年19人・役員7人の参加を得ました。内容は、子どもの貧困問題を取り上げて職場自治研とも重ねた取り組みを行っています。

目黒区職労は、セカンドステップセミナーを開催し、人勸制度など賃金・労働条件に関わる課題について学習しました。また、青年大交流会(11月2日)を8人の実行委員で企画し、56人の参加で成功させました。更に、副区長要請・交渉組織の諸行動には、役員の横のつながりを活かして参加を呼び掛け、青年18人が参加しました。

文京区職労では、幼稚園職場に住民サービス拡充に必要な人員配置がされないことなどから、幼稚園分会を結成しました。

## (6) 非正規雇用・公務公共関係労働者等の組織拡大

正規・非正規の特徴を活かしながら、非正規自身の主体的な組織拡大が広がりました。

公共一般江東支部は、戸籍課の非常勤職員が出産を理由にした雇い止めの相談を受け、組合加入し、団交を行って雇い止め阻止を勝ち取りました。この運動に確信を持った非常勤職員2人が加入し、係の非常勤職員4人全員が組合加入しました。また、生活保護課では相談員の非常勤職員が、仕事の悩みや夏休増の要求に応え、2人が加入したことなどで、1年間に41人の拡大となりました。

世田谷区職労は、機関誌に非正規職員の課題を掲載してきたことによって、職場の中の非正規職員が加入できる組合があることを周知され、公共一般世田谷支部に加入する非常勤職員が増え続けています。また二重加盟役員が主催して、月一回行っているランチ会でも、非常勤職員との親睦が深まりから加入者が生まれています。

非常勤組合員の組織拡大では、職場の未加入者に組合加入を進めることに加えて、当局が行う職員研修後に非常勤職員同士で情報交換を行う中で、職場要求を聞き取り、組合加入を実現しています。

公共一般板橋支部保育補助員分会は、4月の新規採用者拡大の意思統一を事前に行い、各保育園で取り組み、18人が加入しています。

公共一般サンハイム荒川分会は、来年4月に指定管理者の再指定をめぐって、緊迫した労使交渉を行う中で、職場の過半数の拡大に接近しています。

首都圏青年ユニオンは、民間企業に正規職員として採用された青年が、2～3年で時間外労働や過重労働に耐えきれずに、ホームページを検索した労働相談が増加しているため、組合加入に繋げています。

また、青年ユニオンの組合員が結成したAEQUITAS（エキタス）は、3.11以降の反原発運動に参加している青年たちが、パワハラや退職勧奨などの仕事の悩みをツイッターにコメントしたことに応えた組織拡大を展開しています。

## （7）10・14 現業統一行動

自治労連第1次全国統一行動では「10・14 現業統一闘争」として、秋季年末闘争勝利！東京自治労連・自治労連都庁職 10・14 都庁前統一行動を実施しました。組合員の切実な要求課題が山積する秋季年末闘争に向けて、東京自治労連のすべての組合員とたたかいに総決起する場として取り組みました。また、「16年秋の組織強化拡大月間」の集中拡大期間でもあり、組合加入と次世代育成を重視して位置付け、とりわけ次世代育成の前進を作り出す機会として、秋季年末闘争の勝利、組合員拡大・次世代育成を大きく前進させる中で、17春闘前進の足がかりをつくる取り組みとしました。

都庁前行動では、東京自治労連現業評議会の浪川議長の挨拶、東京地評松森事務局長の激励・連帯の挨拶などで決起しました。加えて、保育・現評・非正規公共評の代表が対都要請団として、東京都に切実な要求を要請しました。

## （8）自治労連共済推進の取り組み

共済推進委員会を毎月一回開催し、取り組み強化を図ってきました。16年春の拡大月間で、執行部に共済の学習を提起し、6単組3支部が組合説明会等で自治労連共済東京支部の担当者を招いて共済の魅力を知らせる中で組織化をすすめました。

都庁法人は、春の組織拡大で新採全員が集まる組合説明会と職場ごとの組合説明会の2回の説明会を通じて、共済の魅力を語ったことで、空白職場で加入者を作り出しています。6月30日の時点で382人にプレゼントを行いました。昨年に続き取り組みが進んでいる組織と、すすんでいない組織が顕在化していることが課題となっています。

「10月、本採用者向けチラシ」の取り組みを強化するため、「秋の組織拡大の取り組みアンケート」を作成し、10月からの16年秋の拡大月間を開始しています。

## Ⅲ. 私たちを取り巻く情勢の特徴

### 1. 政治・経済をめぐる情勢

安全保障関連法(以下、戦争法)に基づく南スーダンへの「駆け付け警護」などの新任務を付与したPKO活動が具体化され、いよいよ日本の自衛隊が殺し殺される事態が現実のものとなってきました。すでに南スーダンは戦闘状態となっており、PKO活動の条件さえも失われた状態にあり、ただちに自衛隊を引き上げさせることが求められています。

原発再稼働ばかりか原発の海外移転さえすすめています。福島第一原発事故の教訓を学ばずに、危険性の高まりと国民の批判に目を向けないものです。

2016年の臨時国会では戦争法を強行採決した安倍政権の暴走がますますエスカレートしてきました。会期の延長、TPP法案、カジノ法案、部落差別解消推進法＝「部落差別」永久化法などをきわめ

て不十分な審議で強行採決を繰り返しました。今時通常国会では、同一労働同一賃金といいつつ例月賃金での格差を容認する「働き方改革」の法案を上程し、残業代ゼロ法案なども引き続き成立を狙っています。さらに「共謀罪」を導入する組織犯罪処罰法改悪案も狙っています。

安倍首相は憲法「改正」に大いなる意欲を見せています。自民党総裁の任期を3期9年にまで広げ、自らの任期中に改憲を成し遂げようと策動を続けています。

トランプ米大統領との日米首脳会談では、名護市での米軍新基地建設と日米同盟の強化を確認し、TPPからの離脱に「留意し」「日米間で2国間の枠組みに関して議論を行う」としました。さらに安倍首相は、トランプ大統領の成長戦略や米国での新しい雇用についてまで貢献することを強調するなど、異常な対米従属ぶりをあらわにしました。まさに切実な沖縄県民の願いも日本国民の経済と雇用の安定の願いを顧みず、アメリカに追随する姿を見事に露呈したものとと言えます。

こうした安倍内閣をいつまでも続けさせることはできません。総がかり行動実行委員会のたたかいから発展した市民共同と野党共闘をますます広げ、安倍内閣打倒の世論を広げることが求められています。

2017年度の政府与党「税制改正大綱」が2016年12月22日に閣議決定されました。配偶者控除の見直しや研究開発税制の見直し、ビール系飲料の税率引き上げなどが行われる予定です。しかし、大企業関連減税の抜本的な見直しはまったくされず、依然として大企業優遇税制が温存されたままです。

一方消費税10%への増税については2019年10月実施と先送りにしましたが、8%引き上げの影響で未だに消費不況が長引いていることから見れば、ただちに引き上げを中止し消費税の減税こそが求められています。

アベノミクスによってその恩恵を受けたのは大企業・財界です。資本金10億円以上の金融・保険を除く大企業の内部留保は2015年にはすでに313兆円まで拡大しています。また、同規模企業の2015年度の配当金は17兆円にも上ります。さらに投資有価証券、いわゆる財テクには2014年の223兆円に対し2015年はさらに積み増して230兆円を回しています。その結果経常利益に占める財テク利益率は年々増えて、2015年度は26.7%に上りました。

こうした背景には「東芝青梅事業所」(工場)の撤退などに見られるように、製造業の海外流出が大幅に増えていることが上げられます。国際協力銀行の調査によれば、2015年度の海外生産比率は35.6%(2014年度は35.2%)で、2019年度までの中期計画では38.5%となっており、さらに海外生産が拡大する見通しとなっています。これほどまでに海外流出する理由は同調査によれば、市場の拡大とともに、低賃金の労働力を海外に求めていることが明らかになっています。その結果、経済産業省「海外事業活動基本調査」によると、海外現地法人の経常利益のうち、資本金10億円以上企業の経常利益は、10兆3051億7600万円と全体の95.0%を占めています。

このもとで富裕層が増大しています。金融広報中央委員会や厚生労働省などの調査によれば、100万ドル以上の投資家の資産保有の富裕層は2012年の190万人から2015年は272万人に拡大しています。

一方総務省の家計調査によると、2015年度平均の2人以上世帯の消費支出は、前年に比べ名目1.3%の減少、実質では2.3%の減少と、2年連続の減少となっています。2016年の四半期ごとの調査でも7~9月期平均は前年同月比で実質1.5%の減少、11月は1世帯あたりの消費支出は実質で1.5%減少し、9ヶ月連続マイナスとなり、うるう年効果を除くと、マイナスは1年3ヶ月連続となりました。

相対的貧困率は厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、2006年15.7%、2009年16.0%、2012年16.1%と調査のたびに押し上げられています。これに伴う子どもの貧困率も急上昇しており、2006年14.2%、2009年15.7%、2012年16.3%です。

こうしたもとで生活保護受給者も高止まりしており、2016年3月の受給世帯163万世帯超、受給者216万人超となっており、そのうち50.8%が高齢者世帯となっています。

この状況のもとで貯蓄なし世帯も拡大しており、2012年の1,361世帯に対して2015年は1,786世帯にまで広がっています。

国内総生産(GDP)も低迷しており、2016年10~12月期のGDP成長率(季節調整済前期比)は、実質0.2%、名目0.3%となっています。

2016年7~9月期の消費者物価指数は、生鮮食料品を除く実質で前期比0.5%増、12月は前月比0.2%と、依然として低い伸び率にとどまっています。日銀はすでに11月には2%物価上昇目標の達成時期

を「2017 年度中」から「2018 年度ごろ」に先送りし、アベノミクスの効果についての見通しも立たない状況を明らかにしました。

通常国会では、安倍政権が改めて改憲に向けた意欲を示し、共謀罪の必要性を強調しました。2017 年度予算案は、軍事費に 5.1 兆円と 5 年連続で増額しましたが、社会保障費は概算要求段階で削られた自然増をさらに 1,400 億円削減しました。大企業向けには研究開発減税を拡充し、大型公共事業も国際コンテナ戦略港湾の機能強化などで拡大し、財政投融资ではリニア新幹線建設支援に充てています。ますます大企業優遇、国民犠牲の施策が押し付けられようとしています。安倍政権の暴走を許さないたたかいが重要となっています。

その一方で野党共闘を呼びかけた市民連合の声に応え、4 野党の国会での政策合意がすすみ、さらには 2016 年の参議院選挙では 32 の選挙区すべての野党統一候補を擁立し、11 の選挙区で勝利を収めるなど、国民の大きな反撃が進んでいます。さらには新潟県知事選挙、鹿児島県知事選挙でも野党共闘の候補が勝利し、本格的な共闘体制がつくられることによって、政治を変える大きな力が発揮できることが明らかとなっています。この流れを東京においても太く大きくすることが、東京を変え、国を変える力となることに確信を持つことが重要です。

## 2. 憲法・平和をめぐる情勢

「戦争をしない」という大きな理想をかかげ、1947 年 5 月 3 日に日本国憲法が施行されて 70 年の節目の年に、安倍首相は年頭の所感で、未来への責任を果たさなければならないとして、「積極的平和主義の旗をさらに高く掲げる」と憲法改正への意欲をにじませました。

自由民主党は、「憲法改正」「自主憲法制定」を結党以来の党是とし、安倍首相の任期中の憲法改悪にむけて、自民党総裁任期を「3 期 9 年」に延長し、安倍首相も自ら 2018 年 9 月の総裁選への意欲を示しています。安倍政権のめざす「戦後レジームからの脱却」は、憲法にもとづく日本のあり方を根本から覆すものであり、集団的自衛権行使容認の閣議決定、戦争法の強行など立憲主義を破壊した強権政治の暴走がつづいています。

南スーダンでは、「紛争当事者の停戦合意」など PKO 派遣の 5 原則が完全に崩れているなかで、戦争法に基づく自衛隊初の新任務として「駆け付け警護」や「宿营地共同防護」など、かつてない危険を自衛隊員に与えています。2016～2017 年にかけて海外で年を越した自衛隊員は約 750 人（南スーダン約 350 人、ソマリア沖海賊対処など約 400 人）にのぼり、安倍政権は「積極的平和主義」の名の下で日本の防衛に関係ない海外派兵を展開し、日本の軍事的存在感を世界に示しています。

南スーダンは、政府軍も武装勢力も子ども達まで徴兵を行っており、治安情勢が悪化し続けており、自衛隊員に危険が迫っています。「南スーダンから自衛隊は撤退を！」の声を大きくあげていかなければなりません。

沖縄・高江で強行されている米軍ヘリパッド建設では、反対する住民に対して人権を無視した暴力的な排除を繰り返されているなかで、16 年 12 月 13 日、沖縄県名護市の民家に近い浅瀬に MV オスプレイが墜落しました。しかし、米軍はわずか 6 日後にオスプレイの全面的な運用を再開し、安倍政権はそれを「理解する」と言いました。オスプレイは開発段階から墜落事故が相次いでおり、沖縄の新基地や横田基地、自衛隊の佐賀空港など全国で 50 機を超える配備計画がすすんでいます。「基地のない沖縄、基地のない日本」の大きな共同を広げていくことが重要です。

安倍首相は 16 年 12 月 26 日、ハワイの真珠湾を訪問し、オバマ前米大統領とともに戦没者を慰霊しました。1941 年の旧日本軍による真珠湾攻撃の犠牲者に「哀悼の誠をささげる」として、「不戦の誓い」や「和解の力」を強調しましたが、侵略戦争という認識を示さず、反省や謝罪にも一切ふれませんでした。

安倍内閣の自民党閣僚は、全員が侵略戦争を美化する「靖国派」の議連・グループに所属し、終戦記念日前後には高市総務大臣など閣僚による参拝が相次ぎました。真珠湾訪問直後の 12 月 29 日には、稲田防衛大臣が参拝し、韓国など海外からは即座に厳しい批判の声が上がっています。

「二十一世紀の日本と憲法」有識者懇談会は、緊急事態条項が現行憲法にないのは、憲法の根本的欠陥と断じ、改憲発議および国民投票の早期実現を訴える声明を発表し、また、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」がすすめる「美しい日本の憲法をつくる 1,000 万人署名」は 700 万筆に達し、改憲世論を盛り上げるための巻き返しが活発化しています。

衆参両院で改憲勢力が 2/3 を占めたことで、憲法改正が現実の政治日程に上ることになり、衆参両議院の憲法審査会が開かれているなかで、安倍首相は「自民党は憲法改正草案を決めている」「きたるべき国政選挙でこの草案をお示ししていきたい」と明文改憲への執念をあらわにしています。

自民党「憲法改正草案」は、憲法 9 条 2 項を削除し「国防軍」創設を明記し、海外で武力行使を無条件にできるようにするものです。また「緊急事態条項」を創設し、事実上の「戒厳令」を可能にするなど、国民の自由と人権を奪う深刻な内容が盛り込まれています。

立憲主義を破壊し、「公益及び公の秩序」の名によって基本的人権が制限されてしまい、憲法を「国民が国家権力を縛る」ものから「国家が国民を縛る」ものへと変質させます。

さらに、安倍政権は東京オリンピックを理由としたテロ対策と称して、「共謀罪」の成立を 17 通常国会で成立を狙っています。共謀罪は、自由と権利を侵害し、犯罪行為がなくても、犯罪の話しをし合意しただけで逮捕されてしまう稀代の悪法です。

しかしこの間、総がかり行動実行委員会が呼びかけた「2000 万人統一署名」や「安保法制廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」の結成。「シールズ」や「安保法制に反対するママの会」「安保法制に反対する学者の会」など戦争法廃止・安倍政権打倒の一点共同が大きく広がり、「野党統一」を後押し、「市民革命的」のうねりが政治を動かす大きな力となっています。

立憲主義・民主主義・平和主義を守りいかしていくために、野党と市民の幅ひろい共闘をさらに前進させていくことが重要です。

### 3. 労働分野をめぐる情勢

「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざす安倍政権は、財界の要求に応じて法人税率を引き下げてきました。16 年 6 月には、「経済政策運営と改革の基本方針 2016」（骨太方針 2016）と「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、非正規労働者の賃上げや 2020 年度までに雇用を 117 万人増やすとした「新三本の矢」（①GDP を 600 兆円②希望出生率 1.8③介護離職ゼロ）を打ち出しました。

また、破たんしているアベノミクスをつくらうために「この道しかない」と押しすすめた結果、大企業が空前の利益をあげ、大株主など富裕層に富があつまる一方で、労働者の平均賃金はこの 20 年で、55 万 6,000 円も年収が減少し、国内総生産（GDP）の 6 割を占める個人消費が低迷を続け、格差と貧困がひろがっています。

野村総研の推計によると、預貯金や株式など純金融資産の保有額が 5 億円を超える「超富裕層」が所有する総保有額は 1997 年の 52 兆円から、2013 年には 73 兆円にまで膨れ上がり、富裕層 1 世帯あたりの金融資産額は 6.3 億円から 13.5 億円に倍増しました。

一方、厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、労働者の平均賃金は 1997 年の 432 万 6 千円をピークに 2015 年には 377 万円と 55 万 6 千円も減少しました。また、1997 年から 2015 年にかけて、年収 500 万～1,000 万円の間層が 210 万人も減少する一方で、年収 500 万円以下と年収 2,000 万円を超える層が増加し、貧困層と富裕層が激しく二極化しています。

15 年 12 月の厚生労働省「就業形態調査」では、非正規社員の占める割合が 40.5%に達し、初めて 4 割の大台を超えました。総務省の「労働力調査（基本集計）」の 2016 年 11 月分速報では、非正規労働者は 4427 万人と前年同月に比べ 60 万人減少し 37.5%となりましたが依然として高止まりし、実質賃金が 4 年連続減少したうえ、相対的貧困率は 16.3%まで増加を続け、子どもの貧困率も 16.3%となり、貧困世帯の児童数は 328 万人に上っています。

ワーキングプアは 1130 万人と 3 年連続で 1100 万人を超え、1997 年の 4.2%から 2012 年は 9.7%に倍増しました。日本銀行の「家計の金融行動に関する世論調査」では、2 人以上の世帯で金融資産をもたない世帯は 2016 年に 30.9%と 4 年連続で 30%を超え、1997 年の 10.2%から 3 倍に増えています。

「過労死等防止対策白書」では仕事が一因となった自殺は年間 2000 人を越えたと発表しています。また、正社員 1 人当たりの年間総実労働時間は 2,000 時間前後で高止まりし、年次有給休暇の取得率は長年、5 割を下回る水準が続いています。1 カ月間の残業時間が労災認定の目安となる 80 時間を越えた正社員がいる企業が 2 割を上回るという深刻な実態が明らかになっています。こうした異常な長時間労働は、必然的に、労働者の過労死・過労自殺という悲惨な結果をもたらし、電通など過労自殺にかかわる労働基準法違反が社会問題となっています。

通常国会では、8 時間労働の労基法を骨抜きにする「残業代ゼロ法案」や労働組合の弾圧にも悪用できる「解雇の金銭解決」、低賃金で解雇しやすい「限定正社員制度」の整備・普及など、いっそうの改悪をすすめています。

安倍首相は、残業時間に上限を設ける労使協定（36 協定）を改悪し、年間 720 時間以内であれば、繁忙期は月最大 100 時間、2 カ月間で平均 80 時間までの残業を認める労働基準法改正案を狙っています。

しかし、厚労省が定める過労死の労災認定評価基準「過労死ライン」は 80 時間です。また、月 45 時間を越え、残業時間が長くなるほど、脳や心臓疾患を発症していく関連性が徐々に強まるとも規定しています。働く人たちの健康と命を守り、子育てや介護との両立、社会参加を可能としていくためには、36 協定を青天井とさせている特別協定の年 6 回上限と協定時間そのものを短縮させていくことが求められています。

厚労省が 16 年 8 月に発表した「働き方の未来 2035」を受けて、安倍首相は「非正規という言葉がこの国から一掃する」と述べたうえで、各個人が、自分の意思で働く場所と時間を選び、働いた時間だけで報酬を決めるのではなく、成果による評価が一段と重要になるとしています。

安倍首相が意欲をみせる「働き方改革」は、同一労働同一賃金の実現、長時間労働を無くしていく言いながら、働かせ放題で残業代もゼロ、過労死しても自己責任という「真逆」のものであり、そもそも、「働き方改革実現会議」のメンバーは 1 人を除き企業経営者で占め、働く人の立場と視点に立った議論ができていません。正規と非正規労働者の 4 割の賃金格差を解消するために同一労働・同一賃金を唱えて、年収の低い方に合わせることを狙っています。

「働き方改革」や「働き方の未来 2035」は、労働者に賃金労働条件の改善につながるような幻想を与えていますが、実際は終身雇用と労働者を保護する年功序列型の日本社会的な雇用体系を形骸化させてしまい、労働組合を分断し、集团的労使関係と労働者保護法制の根本的破壊の道につながる、安倍政権と財界が一体となった周到な攻撃です。

今求められていることは、労働者だれもがディーセントワークを実現するために、長時間労働の規制、非正規から正規への転換、大幅賃上げなど、労働者本位の働き方改革への転換をさせて暮らしを改善し、国民・中小企業が主人公の経済政策を求めていくことが喫緊の課題です。

## 4. 社会保障、国民生活をめぐる情勢

### (1) 国民生活破壊の具体化がすすむ社会保障制度改悪

安倍政権は、参議院選挙前に消費税増税を先送りして国民の批判をかわす一方で、参議院選挙後には、先送りによる財源不足を口実に、さらなる社会保障の改悪をすすめています。

「社会保障改革推進法」のもと、医療、介護などで自己負担増と給付削減をすすめ、社会保障の本質を「自助・共助」に変質し、自己責任に矮小化して公的責任を放棄しようとしています。さらに社会保障・公務公共の事業を「公的サービス産業化」により、さらに市場化・営利化をすすめ、住民生活を守るセーフティーネットとしての社会保障の役割を喪失させています。

そして、マイナンバー制度は、全国民の税と社会保障の情報を国が一元的に管理統制するものでしかありません。

また、保育士・介護労働者など担い手不足の問題を、賃上げや処遇改善などの抜本的な対策を取らず、「一億総活躍」という名で、安上がりに青年・女性・高齢者・外国人労働者を活用して補うことは、専門性と安全で良質なサービスの提供を否定するものです。

## (2) 社会保障各分野ですすむ制度改悪

### 1) 「地域医療構想」と「地域包括ケア」

病床削減をすすめる「地域医療構想」は、東京でも医療圏ごとの調整会議が開催されています。また病床削減の受け皿として、医療介護総合確保法で「川上から川下へ」と在宅移行推進をすすめているようですが、その受け皿である「地域包括ケア」の構築はすすんでいません。

16年度から始まった「第6期介護事業計画」では、要支援1・2への訪問・通所介護の保険はずしなど、受け皿となる在宅支援サービスを縮小し市区町村の新総合事業への移行をすすめましたが、すすまない状況があきらかとなっています。そのため、さらなる要介護1・2の給付はずしなどの介護保険制度改悪は見送らざるを得なくなりました。しかし、65歳～74歳の自己負担を原則2割負担とし、さらに、所得の高い層の3割負担とあわせて、40歳～64歳が負担する介護保険料に「総報酬割」を導入し、健保組合や共済組合の保険料負担を増やす一方、要介護認定率や一人当たりの介護給付費について地域差を分析し、その結果を踏まえて、市区町村による給付の適正化に向けた取り組みを促すような制度的枠組みを作ろうとしています。

また、地域共生社会の実現にむけた取り組みの推進として、高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けられるようにするなど、新たな共生型サービスの位置づけが考えられています。

小池都知事は、『国家戦略特区を活用して、介護保険のサービスと保険外の家事など自己負担のサービスを同時に提供する「混合介護」を実施していく』として、2017年中に、豊島区で実施される予定です。「混合介護」により、介護保険が社会保障サービスから産業に変質します。

### 2) 高齢者の貧困層を広げる年金制度改悪

先の臨時国会で成立した「年金制度改革法」は、納入期間を25年から10年に短縮し受給者が拡大する一方で、物価が上がっても賃金が下がれば年金額が引き下げられるものです。ますます高齢者の貧困化をすすめ、年金生活者の生活に打撃を与えるものとなっています。

### 3) さらなる生活保護基準の見直し

社会保障審議会生活保護基準部会では16年5月から、5年に一度の2018年度の基準見直しに向けての検討を再開しています。「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を決める生活保護基準のさらなる引き下げは、格差を拡大し貧困をさらに増加させることとなります。生活保護が社会のセーフティーネットの役割を果たすため、大幅に引き下げとなった、前回2013年の改定による影響の検証、基準部会の公正な議論とその反映に向けた運動の構築が必要です。

### 4) 保護者・保育者の要求に背く、保育・学童保育への規制緩和と企業参入

深刻な待機児童問題に端を発した保育問題は、認可保育所と保育士を増やしてより良い保育を実現する運動をさらに広げ、安倍政権も改善策を打ち出せざるを得ない状況を作り出しました。しかしその内容は、保護者や保育関係者の望む、認可保育所の増設や保育者の処遇改善ではなく、小規模保育事業や企業主導型保育事業と、園庭のない保育施設の増加、人員配置基準の緩和、「子育て支援員」など無資格者の拡大と、子どもの成長発達を保障するよりよい保育のための環境が確保できない状況が生まれています。

さらに、本来認められておらず国家戦略特区で緩和された「3歳以上児の小規模保育事業での保育継続」や、採光基準の緩和により地下1階部分での保育を可能とする法改正も、今度の通常国会に法案提出が狙われています。また、市町村が関与しない企業主導型保育事業は、首都圏に限らず全国に広がり、7割強で地域枠が設定されています。認可保育所との違いが理解されないまま利用が進む可能性があり、保育の公的責任の放棄につながる重大な事態です。

また、子ども・子育て支援新制度施行により、公立保育所の統廃合や認定こども園化、民営化がすすんでいます。児童福祉法による保育の公的責任を自治体に果たさせる運動を、保護者・住民とともに作っていくことが求められています。

保育内容についても、学習指導要領の改定と連動する18年の保育所保育指針の改定案が示され、3歳以上を対象とした項目で「行事で国旗に親しむ」「国歌、唱歌、わらべうたやわが国の伝統的な遊びに親しむ」と盛り込みました。また「保育所における幼児教育の積極的な位置づけ」では、5歳児後半のあるべき姿と小学校との接続が強調されており、まさに保育所を小学校への準備のための施設とすることを意味しています。

同じく、子ども・子育て支援制度で、指導員の資格や配置基準が認められた学童保育でも、待機

児童問題は深刻です。施設の大規模化や「放課後子ども総合プラン」に基づく学校内での放課後対策事業への統合が進んでいます。また、児童館は、児童館そのものの廃止や、子育て支援、中高生対策への特化も顕著になっています。その一方、企業による放課後の子どもを預かる施設も増えています。

## 5. TPP、原発再稼働、教育などの分野で

### (1) TPP を強引にすすめる安倍政権の異常

先の臨時国会で批准された TPP は、引き続き関連法案の審議が重要となっています。また、TPP の発効には署名 12 カ国の内、GDP 比で 85%以上の批准が必要です。しかし、最大のアメリカで、トランプ新大統領は、17 年 1 月 23 日 TPP 離脱の大統領令に署名し、発効の見通しがたたなくなりました。日本以外の国でもベトナムなど批准を見送る国も出始めているもとの、国民世論に反し TPP 協定に固執する安倍政権の異常さが際立っています。

### (2) 原発再稼働に固執する安倍政権と廃炉を求める国民の世論と運動

政府は 2017 年 3 月までに帰宅困難区域以外の避難指示の解除と賠償打ち切りを表明しています。自党内ではさらに帰宅困難区域についても 5 年後の避難指示解除を提言しました。この背景には巨額の廃炉費用の問題があり、経産省は新電力にも負担させる新制度案を示すなど東京電力の責任を免罪し新たな国民負担に道を開こうとしています。

政府は高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉を決定しましたが、核燃料サイクルは引き続き推進するとしています。また、16 年 11 月 9 日、原子力規制委員会は震災後 10 基目となる九州電力玄海原発 3, 4 号機の再稼働を承認しました。さらに、原発の寿命を原則 40 年から 60 年に延期した原子炉等規制法の改定以降、3 基目となる関西電力美浜原発 3 号機の運転期間延長申請を許可しました。加えて、政府は 16 年 11 月 11 日には、NPT に加盟せず核不拡散体制の枠外にあるインドと原子力協定を締結するなど大企業の意向を受け原発輸出に前のめりになっています。

16 年 7 月には鹿児島で川内原発の再稼働を容認した前知事に大差をつけて三反園知事が当選、2 度にわたり九州電力に一時停止を申し入れました。また、新潟県知事選挙でも、東京電力柏崎刈羽原発再稼働について、福島原発事故の徹底検証等がされない限り再稼働は認められないとする米山隆一氏が当選するなど原発立地自治体では再稼働反対の民意が次々に示されています。この背景には継続する原発再稼働反対の国民世論があります。

### (3) 臨時国会で成立したカジノ解禁推進法に歯止めを

刑法が禁じる賭博を合法化する「カジノ解禁法」＝「統合型リゾート (IR) 推進法」は、わずかな審議で 16 年 12 月 15 日成立しました。もともと統合型リゾートは、アベノミクスが進める「観光立国」の柱をなすもので、カジノを成長戦略と位置づけ、ギャンブルで経済を成長させるというものです。

パチンコなどギャンブル依存症が深刻な日本社会に与える影響は重大です。今後整備される法案の内容を注視し、廃止させる取り組みが必要です。

### (4) 教育をめぐる「学習指導要領の改定」

文科省は学習指導要領の改定案を公表しました。「国を愛する態度」など 20 項目の徳目を掲げ、子どもたちに求められる「資質・能力」(①知識・技能②思考力・判断力・表現力③学びに向かう力・人間性等)を国が定め、その育成のための指導方法、学習評価のあり方まで細かく示しました。また、小学 3 年から英語をはじめ授業時間数を増やしました。幼稚園教育要領でも「育ってほしい姿」を明示し、「わが国の国家に親しむ」が加わりました。

道徳教育についても評価することとなり、子どもたち一人ひとりの成長・発達を保障する権利としての教育ではなく、「戦争する国」を主体的に支える人材とグローバル大企業の世界戦略を支える人材づくりをめざすものです。そのために「資質・能力」を国が規定し、教育内容、教育方法、評価のあり方まで管理・統制することをめざしたものであり、国民的な反対の取り組みが重要です。

## 6. 自治体・公務員をめぐる情勢

### (1) 自治体をめぐる情勢

政府は「地方創生」と称し、「まち・ひと・しごと総合戦略」として「地方版総合戦略」策定を義務付け、それにもとづいて地方創生交付金を配分して、地域の集約化などの政策誘導、自治体間の競争による地方財政の格差拡大を狙っています。

総務省は民間委託などで事業費を削減した「先進自治体」の水準で交付税の基準財政需要額の基準を引き下げる「トップランナー方式」を導入しました。さらに「公共施設等総合管理計画」を示し、老朽化公共施設の集約化・複合化をすすめた場合に「公共施設最適化事業債」を認めるなどの政策誘導も行っています。

マイナンバー制度においてはプライバシーの漏洩の危険が伴う上に、ビッグデータの集積と活用を J-LISS が一括管理し、莫大な利潤を上げながら、さらに情報活用が可能な体制がつくられています。その活用には金融機関を含むあらゆる分野での活用を狙っています。

また、企業版「ふるさと納税」や法人住民税の国税化によって、本来自治体の固有財源を自治体間で奪い合う構図までつくり出しています。

さらにわずかな一時金の給付などと引き替えに非常勤職員の圧倒的多数を一般職化して労働基本権を制限し、「組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務」に常勤職員の役割を限定化し、これらの業務を担う常勤職員を最小限まで絞り込むことのできる地方公務員法の「改正」まで狙っています。そして第 31 地方制度調査会報告にそって、地方独立行政法人法を「改正」し、地方自治体の関与が強いという名目で、窓口業務の全面委託ができる法整備まで狙っています。

一方、民営化・民間化を中心とする自治体「構造改革」は、2015 年 6 月の閣議決定「骨太方針 2015」「日本再興戦略 2015」によって新たな段階に入りました。「稼ぐ力」の強化をすすめるため、TPP など海外の成長市場との連携を強化し、日本のグローバル市場開拓をいっそう進め、IT・ロボットによる産業構造の改革や医療分野の ITC 化推進を打ち出しました。国内においては「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」「歳入改革」の一環として、「公的サービスの産業化」という路線を明らかにし、地方自治体の事務事業と社会保障分野を抜本的に改革し、フード産業などとともに国内の新たな産業を創出するためのチャンスの拡大を打ち出しました。これらを具体化し管理するために、経済財政諮問会議の中に「経済・財政一体改革推進委員会」を設置し、改革工程表を明らかにし、重要業績評価(KPI)指標にもとづいて 2018 年度から 2020 年度までの完成を目標に、進捗管理、点検、評価を行うこととしました。

2016 年の「経済・財政一体改革推進委員会」の議論では、「トップランナー」方式についてさらに踏み込み、委託・指定管理した場合の交付税の削減額についても算定しています。また、民間委託の経済効果について、「民間のノウハウを活用したサービスの提供」で「住民サービスの満足度の向上」による経済効果とあわせて、「民間の収入・売り上げ増」がもたらす経済効果の算出まで試みています。

しかし、11 月 25 日の経済財政諮問会議に出された「地方行財政改革の取り組みについて」という資料では、全国の自治体から図書館、博物館、公民館、児童館などの管理については指定管理を導入したくないとの多くの意見が寄せられ、それをふまえて「トップランナー方式の導入を見送ることとする。」としました。また、戸籍などの窓口業務についても、判断業務等の行政責任があることから、政府の取り組みを注視しているとの声が自治体から寄せられ、トップランナー方式の「平成 29 年度の導入を見送り、引き続き検討する」としています。自治体の本来的な役割を明確にし、現場から大きく声を上げ、住民とともに要求を上げていくことが重要です。

### (2) 小池都政をめぐる情勢

舛添都知事の不正公金使用問題に端を発した辞任によって生まれた小池都政は、本格的な都政運営の段階に入ります。

都民世論に押された中で、待機児童解消の緊急対策に補正予算 126 億円余を計上しました。これまでの事業の拡充や新規の上乗せ事業とはいえ、要求に応えたものとして大方は評価できます。しかし、補助的業務とはいえ研修によって無資格者である保育支援員が保育の現場で増えることについては、保育園児の安全と成長にとって危惧せざるを得ません。さらに国家戦略特区の諮問会議で小池都知事は 3 歳児までの小規模保育の年齢制限撤廃、採光のない地下室保育室を認める規制緩和を要請し、政府はその方向を打ち出しました。

正規保育士配置のための処遇の抜本的改善、公立をはじめとした認可保育所の拡充こそ求められています。

築地市場の豊洲移転問題では、盛り土計画の変更の真相を明らかにしようと取り組みました。十分な解明には至っていませんが、東京都の隠蔽体質、無責任体制が明るみに出ることとなりました。当面、退職者を含む関係者 18 人を処分しましたが、現在の副知事はそのまま据え置いています。地下水対策で安全性も確認されておらず、さらには談合疑惑までも惹起しているもとで、百条委員会で徹底した解明と調査に基づいて、豊洲移転ありきの都の態度を白紙に戻し移転中止を再検討することが求められています。

東京オリンピック・パラリンピックの会場については競技場の見直しを行うとともに、開催にかかる経費も立候補ファイルの 7, 340 億円から大幅に増えていることについて、圧縮のための検討をしています。最近の試算では 1.8 兆円という莫大な積算となることがわかってきました。都民、国民の税金をつぎ込む点から見ても、もっとコンパクトなオリンピック・パラリンピックにするよう求めていくことが重要です。

都政改革本部を設置し、総括特別顧問として橋下前大阪市長のブレーンでもあった上山信一氏が就任しました。改革の視点として「都民ファースト」「情報公開」「税金の有効活用(ワイドスペンディング)」を掲げ、テーマとして「自律改革」「情報公開」「オリンピック・パラリンピック」を掲げました。それぞれのチームを編成し、「自律改革」では「内部統制プロジェクトチーム」を設置し、各局での具体化を指示し、提案させるという状況になっています。

また、10月4日は「東京特区推進共同事務局」が設置され、事務局長に鈴木亘学習院大学教授を据え、東京都から国家戦略特区担当部長など8名、内閣府から地方創生推進事務局審議会など8名で構成されています。国と一体となって国家戦略特区を推進し、全国に広げる先鞭をつける役割を持つこととなります。

12月22日には「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」を発表しました。「3つのシティ」として「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」を掲げ、それぞれの政策の柱を合計で23掲げました。

一つひとつを精査すると必要な施策もあるものの、「ダイバーシティ」にある待機児童の解消をみても、「多様な保育サービスの更なる拡充」と称して、企業による保育施設設置を奨励する、子どもに負担の大きい「長時間預かり保育」の支援など、問題が多く存在します。また「セーフシティ」では、不燃化の名のもとに「特定整備路線の整備」を位置付け、関係地域住民の要求からはかけ離れています。「スマートシティ」においては、公園や街路樹の整備や水辺の緑化なども見られますが、「国際金融・経済都市」、「交通・物流ネットワークの形成」「多様な機能を集積したまちづくり」など、これまでの大型開発型都政の延長線上にあるものが多くを占めています。4カ年の事業費を見ても「セーフシティ」3兆2200億円、「ダイバーシティ」1兆1200億円、「スマートシティ」2兆5500億円としており、大型開発関係に多くの事業費を充てる予定となっており、子育て・高齢者などの自然増を含めて大幅に生活関連事業を拡充するには不十分といえます。

1月25日に東京都の2017年度予算原案が示されました。子育てや高齢者対策に例年よりも予算を配分し、今年度は築地市場の運営を行う予算を計上するなど、私たちの要求を反映しています。しかしその一方で、「特定整備路線の整備」などの大型開発は温存したままとなっています。さらに都民世論を強め、いっそう都民本位の都政運営に転換することを求めることが重要です。

都庁職員に対しては、「午後8時退庁」をトップダウンで指令しましたが、8時半以降に残っていた場合の理由申請などの業務が増え、人員増を伴わないために翌日の早朝出勤せざるを得ない事態も生まれています。

これらの小池都政のパフォーマンスは都民向けには、受け入れられる状況となっており、これまでにない高い支持率を維持しています。評価すべき政策は評価しつつ、問題点を明らかにしながら都民・職員本位の都政に向けた取り組みをすすめることが重要となっています。

### (3) 公務員をめぐる情勢

東日本大震災の復興財源を詭弁とした国家公務員給与7.8%カットによる「国公賃下げ違憲裁判」の控訴審が16年12月5日東京高裁で開かれ、原告(国公労連)の請求を棄却する不当判決を出しました。判決では、「人事院勧告の尊重が求められている」「賃金削減は内容において合理性・必要性がなければ、憲法違反ということもあり得る」としながら、政府の言い分を鵜呑みに原告の請求を退け、労働基本権の代償機関である人事院の役割を否定する不当な判決となりました。

公務・民間を含む安倍政権の賃金抑制政策に追随する人事院や都・区人事委員会は、春闘結果と全く整合性がとれない民間給与実態調査・公民較差や、余りにも低すぎる標準生計費などに基づいた極めて政治的な勧告を繰り返しています。労働基本権制約の中立・公正な第三者機関としての役割と責任を放棄するものです。

自治体構造改革等により人員削減と業務量が増大するなかで、16年4月から地方公務員法が改正され、人事評価の実施と評価結果の給与や任用への反映が義務づけられました。公務職場になじまない能力成果主義や慢性的な人員不足に加えて長時間労働の蔓延、メンタルヘルス不全をはじめとした健康破壊がすすんでいます。

地方公務員安全衛生推進協会が16年12月16日に発表した「2015年度地方公務員健康状況等の現況」（調査期間15年4月1日～16年3月31日）では、長期病休者数（10万人率）は、2406.9人と前年度より25.2人（1.06%）増加しています。

東京都の自治体での長期病欠者は、23区690人（昨年比+66人）、三多摩299人（昨年比△3）で合計989人（昨年比+63人）、全職員比で1.16%となっています。その内メンタルヘルスが原因での長期病欠者は、23区456人（昨年比+61人）、三多摩228人（昨年比△7人）、合計684人（昨年比+54人）となり、全ての長期病欠者比で69.16%となっています。

総務省は、16年12月27日に「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書（以下総務省研究会報告）を発表しました。

報告では、法制度改正により特別職非常勤・臨時職員の任用の厳格化をおこない、①特別職非常勤職員を専門性の高い者などに限定、②臨時的任用職員を「緊急の場合」「臨時の職の場合」「採用候補者名簿がない場合」の特例的な任用に限定するとしています。その上で「職務の内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同一と認められるような職や、あるいは勤務管理や業務遂行法において労働者性の高い職」については、一般職非常勤とするとしています。一方で常勤職員が行うべき本格的業務は「組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可と言った権力的業務などが想定される」と、きわめて限定的な方向を例示しました。

このことは限られた少数の常勤職員と、圧倒的多数の一般職非常勤職員で公務の運営を行うことを可能とすることとなり、地方公務員制度の根幹にかかわるものです。不安定な低賃金・有期雇用職員を増大し、さらに公務の市場化を加速させる、安倍「働き方改革」に沿った全体の賃金水準を引き下げて正規と非正規の壁をなくす方向につながるものです。

労働組合法では、組合事務所の貸与は「最小限の広さの事務所の供与」であれば適法としていますが、大阪維新の会・橋下元大阪市長による大阪市労組などの組合事務所取り上げ攻撃に端を発し、泉佐野市や鎌倉市など全国的に同様な攻撃が飛び火をしています。

労働組合に対する団結権を侵害する不当労働行為であり、各人事委員会や裁判闘争などでたたかわれていますが、東京でも都当局が都庁の労働組合に対して組合事務所貸与廃止や職免制度廃止など様々な権利はく奪の攻撃を仕掛けてきました。

当該事務所を所在地とする組合に何らの説明のないまま、①無給職免制度の廃止（16年11月末）②上部団体派遣役員の休職専従制度廃止（17年3月末）③都庁職に貸与し産別労働組合が使用している組合事務所の貸与廃止（17年6月末）という結果となりました。

さらに都当局は、都庁職の支部事務所、分会事務所の取り上げをしようとしてきました。①本庁庁舎内の支部室は明け渡し、産別労働組合から奪った組合事務所相当分を支部相当分として都庁職に貸与（17年7月1日）し、支部をここに移転させ、②本庁舎以外の事業所内支部及び分会の組合事務所の返還を求めてきました。

支部活動の現状を無視し、多くの支部を狭い1か所の事務所に押し込め、機関の意思決定を行う執行委員会の開催もままならない事態となり、労働組合活動を根底から不定する攻撃であり、職場組合員に依拠した総力を挙げたたたかいが求められています。

#### IV. 運動の基調と重点課題

東京自治労連は2016年度、安保法制=戦争法廃止、明文改憲阻止に向け、憲法キャラバンの取り組

み、憲法をいかす自治体労働者東京連絡会として、多摩地域と都庁の交互に憲法署名宣伝行動を行うなど単組とともに奮闘してきました。また、戦争法廃止の署名の取り組みは短期間で組合員数を上回る筆数を集約しました。

賃金闘争においては官民共同の春闘を発展させ、最低賃金・公契約適正化・公務員賃金の制度的賃金闘争をすすめてきました。複雑化する業務と深刻な人員不足、さらには「能力・業績」主義人事管理などにより、長時間労働や不払い残業、メンタルヘルス不全や各種ハラスメントなどが拡大しています。このもとで労働安全衛生活動や職場環境改善運動、予算人員要求闘争にも各単組と取り組んできました。

「公的サービスの産業化」としてすすめられている自治体「構造改革」とのたたかいでは、重要業績評価を用いて改革工程表にもとづく「民間委託、公共施設の統合・複合化」「クラウド化・マイナンバー」「医療・介護」の産業化が、住民生活の安全安心を保障する自治体の役割を変質させることを明らかにしてきました。

「東京自治労連第一次組織強化・拡大中期計画」に基づいて、秋の組織拡大月間での集中拡大期間を設定するなど、要求運動と組織拡大・次世代育成を一体で取り組み始めました。

この1年間の東京自治労連と各単組のたたかいは、東京の自治体労働組合の運動を前進させるものであるとともに、東京の労働運動の重要な一翼を担ってきたものです。また、全国の自治労連運動の前進の上でも一定の役割を果たしました。

このたたかいをふまえ、2017年度は労働組合の基本である職場力を強めるために、職場懇談会、対話・訪問活動などに取り組み、職場を基礎とした要求闘争を重視します。

今年度は自治労連の2つの全国運動、①憲法をいかし住民生活を守り、長時間過密労働・不払い残業の一掃や本格的な予算人員闘争、自らの仕事を見直し住民本位の仕事を構築する「こんな地域と職場をつくりたい」の運動、②制度的賃金闘争の前進で生活改善できる賃上げと地域経済の再生をめざす1年目です。東京自治労連は以下の運動の基調と重点課題を据えて、1年間の運動をすすめます。

## <運動の基調>

1. 戦争法を廃止し、9条をはじめとした明文改憲と「共謀罪」の導入を許さず、安倍暴走政治をストップさせ、平和と民主主義、地方自治を守るたたかいをすすめます。
2. 安倍「働き方改革」と労働法制の改悪を許さず、すべての労働者の大幅賃上げをめざし、最低賃金の引き上げ、公契約適正化、公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争を前進させ、正規を基本とした雇用で格差と貧困の解消をめざします。
3. 「公的サービスの産業化」の名による自治体「構造改革」を許さず、職場の環境改善・仕事の見直しなど職場要求実現の運動を強化し、自治研活動をすすめ、「こんな地域と職場をつくりたい」の運動を前進させます。
4. 医療・介護制度の大改悪など社会保障制度のきり捨てを許さず、消費税増税を阻止し、原発ゼロ、TPPからの撤退、災害復興など、安心・安全の社会の実現をめざします。
5. 労働組合攻撃を許さず、労働基本権回復をめざし、職場の労働組合活動の確立・強化を基礎に、東京自治労連の組織の強化・拡大、次世代育成の飛躍的前進をめざします。

## <重点課題>

1. **安保法制=戦争法を廃止し、9条をはじめとした改憲と「共謀罪」の導入を許さず、安倍暴走政治をストップさせ、平和と民主主義、地方自治を守るたたかいをすすめます。**
  - (1) 新任務による自衛隊の海外派兵を即時中止し、戦争法を廃止し、明文改憲に反対し、安倍政権の暴走にストップをかけるため取り組みます。
  - (2) 横田基地・沖縄などの米軍基地撤去を求め、基地再編・強化に反対し、オスプレイ配備を阻止するために取り組みます。
  - (3) 自治体正規・非正規公務員関係労働者と仕事を通じて憲法を語る役員・組合員を増やすよう取り組みます。
  - (4) 「共謀罪」の導入を許さないたたかいを強化します。

**2. 安倍「働き方改革」と労働法制の改悪を許さず、すべての労働者の大幅賃上げをめざし、最低賃金の引き上げ、公契約適正化、公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争を前進させ、正規を基本とした雇用で格差と貧困の解消をめざします。**

- (1) すべての労働者の時給 1,500 円をめざし、ただちに 1,000 円に最低賃金を引き上げ、全国一律最低賃金制度確立に向け、官民共同を大きく広げてたたかうとともに、職場を基礎に取り組みを広げます。
- (2) 自治体労働者の大幅賃上げと、自治体・公務公共職場で働く非正規・公務公共関係労働者の最低賃金 1,300 円の実現、非正規労働者の均等待遇を求めて取り組みます。
- (3) 自治体発注の建設・事務事業の公的責任を果たし、事業の質を確保して公契約下で働く労働者の適切な賃金を保障する、公契約条例制定など公契約適正化の取り組みを前進させます。
- (4) 安倍「働き方改革」に反対し、労働法制改悪を阻止し、働くルールと安定した雇用の確立を求めて取り組みます。

**3. 「公的サービスの産業化」の名による自治体「構造改革」を許さず、職場の環境改善・仕事の見直しなど職場要求実現の運動を強化し、自治研活動をすすめ、「こんな地域と職場をつくりたい」の運動を前進させます。**

- (1) 「自治体「構造改革」反対、やりがいのある仕事と働きやすい職場づくり 職場・職種別交流集会」の成功に向けて取り組みます。
- (2) 職場自治研活動をすべての単組で取り組み、「こんな職場と地域をつくりたい」の運動を発展させ、地域自治研活動へつなげます。
- (3) 「公的サービスの産業化」としての自治体「構造改革」に反対し、委託・民営化、指定管理施設化の攻撃を地域住民とともにね返す取り組みをすすめます。
- (4) 小池都政の構造改革特区をはじめとした都民犠牲の政策に反対し、都内各団体と連携して取り組みます。
- (5) 都民・地域住民を最優先とした都区市政をめざし、地域の民主団体などとともに取り組みます。

**4. 医療・介護制度の大改悪など社会保障制度のきり捨てを許さず、消費税増税を阻止し、原発ゼロ、TPPからの撤退、災害復興など、安心・安全の社会の実現をめざします。**

- (1) 地域医療構想、地域包括ケアなど、地域での受け入れ体制のない国・東京都の計画に反対し、安心して医療・介護を受けられる施策を求めて取り組みます。
- (2) 生活保護、年金などの社会保障制度の改悪を許さず、自治体での社会保障施策の拡充に向けて関係各団体とともに取り組みます。
- (3) 消費税増税阻止、税の所得再配分機能の強化をめざして消費税廃止各界連絡会に結集して取り組みます。
- (4) 公的責任を発揮して待機児童解消、公的保育制度の拡充、委託・民営化阻止に向けて取り組みます。
- (5) 原発ゼロ、TPPからの撤退、災害からの一刻も早い復旧・復興をめざして取り組みます。

**5. 労働組合攻撃を許さず、労働基本権回復をめざし、職場の労働組合活動の確立・強化を基礎に、東京自治労連の組織の強化・拡大、次世代育成の飛躍的前進をめざします。**

- (1) 東京自治労連第一次組織拡大・強化中期計画を推進し、集中拡大期間に取り組む職場・組合員を拡大し、加入率の引き上げにつなげます。
- (2) 職場懇談会や対話活動、職場訪問活動を具体化し、要求運動と組織拡大は車の両輪であり、すべての要求運動の中で組合加入と次世代育成を位置づけて取り組みます。
- (3) 東京自治労連や自治労連の青年が企画する取り組みへの参加を強化するとともに、各単組の取り組みをすすめ、青年運動の前進と役員体制の確立につなげます。
- (4) 職場要求闘争に正規・非正規労働者がともに参加しながら、非正規・公務公共関係労働者の 1 万人建設をすすめ、東京自治労連の増勢につなげます。
- (5) 自治労連共済加入の取り組み、共済ライフサポート運動を、世話焼き活動と組合加入の契機に位置付けて、組合員の利益確保と組織強化に向けて取り組みます。

## V. 具体的な課題と取り組み

### 1. 戦争法を廃止し、9条をはじめとした改憲を許さず、安倍暴走政治をストップさせ、平和と民主主義、地方自治を守るたたかい

#### (1) 憲法を守り、共同を広げる取り組み

- 1) 「戦争する国づくり」を許さず、特定秘密保護法・国家安全保障会議設置法案の撤回、とりわけ集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と戦争法の廃止させる取り組みと、南スーダンPKO派遣部隊の即時撤退を求めて、すべての単組で、学習・署名・宣伝行動と国会行動を重視します。
- 2) 自治労連が作成する「職場で憲法を語る職場用懇談リーフ」などを活用し、すべての職場で日本国憲法を語り合える「語り部」を創ることをめざし、自らの仕事や職場を通じて憲法を学ぶ「学習運動」を執行部・支部・分会から広げていきます。
- 3) 「東京自治労連戦争法阻止・憲法闘争本部」を定期的に開催し、戦争法廃止・改憲阻止に向けた情勢や課題を単組と共有化し取り組みます。
- 4) 「憲法キャラバン」は、2018年3月までに都内全ての自治体との懇談をめざし、組織強化の観点からも各単組からの参加を追求します。
- 5) 毎月の「9の日宣伝」をはじめとする宣伝・署名、宣伝カーの運行などに積極的に取り組み、憲法を守る運動を広げます。
- 6) 「憲法改悪に反対する東京共同センター」や「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」へ結集して取り組みをすすめます。
- 7) 5.3憲法集会（5月3日有明防災公園）に参加します。
- 8) 「憲法をいかに自治体労働者東京連絡会」の事務局として、東京のすべての自治体労働者・労働組合を視野に入れ、「会」への結集と拡大をめざし、以下の取り組みをすすめます。
  - ①憲法を守る運動への参加・協力にむけて都内の広範な自治体労働者に対して「会」への入会を呼びかけます。とりわけ都や区の中立・未批准組織、三多摩の自治体労働組合との共同を重視します。
  - ②都内の各地域などで「会」に結集する団体・個人に参加を呼びかけ独自の宣伝行動を取り組みます。
  - ③「会」に結集する各団体が対等平等の立場で交流と運動をすすめるため、団体・個人の賛助金による運営を強化します。
  - ④情勢にあわせて、時宜にかなった講演会を積極的に開催します。
  - ⑤憲法をいかに自治体労働者東京連絡会第13回総会（17年11月を予定）の成功に向けて取り組みます。
- 9) 国政選挙での一票の格差是正、比例定数削減反対、小選挙区の廃止など民意を反映する選挙制度へ抜本的に改革するため運動を自治労連・東京地評に結集して取り組みます。
- 10) 戦時慰安婦問題や、歴史教科書への統制や道徳の教科化など過去の軍事侵略の歴史をゆがめる動きに反対する取り組みをすすめます。
- 11) 憲法会議や憲法共同センターに結集して特定秘密保護法の廃止、比例定数削減阻止・小選挙区制廃止の取り組みを強めます。
- 12) 自治労連「憲法をいかに守る運動推進本部」に結集し、憲法闘争の推進の意思統一を図ります。
- 13) 現代版「治安維持法」と呼ばれる「共謀罪」の国会提出を阻止するために、全労連、自治労連などが提起する学習・署名・宣伝行動に全力で取り組み、職場から中央行動や統一行動など、国会を大きく包囲します。

#### (2) 職場・地域から「核兵器廃絶」をめざす取り組み

- 1) 新たな核兵器廃絶署名「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名（略称：ヒバクシャ署名）」の推進など、核兵器禁止条約の締結交渉の開始を求める国際的な世論を構築していくために、職場や地域を軸に「69行動」などの定例宣伝署名行動の取り組みをすすめます。
- 2) 3・1ビキニデー（18年2月28～3月1日・焼津）に参加し、核による被害者をなくす取り組みを前進させます。
- 3) 17年5月（夢の島コース）、7月（都内コース）の国民平和大行進に参加します。
- 4) 2017年原水爆禁止世界大会（17年8月7～9日、長崎）に向けて取り組むとともに、昨年を引き

続き、青年を重視した平和活動をすすめます。

### (3) 米軍基地再編強化阻止、オスプレイ配備反対、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

- 1) 総がかり行動実行委員会などが提起する、辺野古新基地建設阻止や高江ヘリパッド建設工事中止などを求める「沖縄県民の民意尊重と、基地建設の押しつけ撤回を求める全国統一署名」を、組合員1人1筆を目標に取り組みます。
- 2) 辺野古新基地建設、高江ヘリパッド工事の中止と普天間基地の無条件撤去を求め、米軍基地即時返還などの運動に沖縄県民と連帯して取り組みます。
- 3) 横田基地をはじめとした自衛隊との連携をすすめる米軍基地再編強化に反対し、基地撤去に向けた取り組みをすすめます。
- 4) 米軍輸送機オスプレイの国内配備や低空飛行訓練に反対する運動に取り組みます。とりわけ、横田基地への配備に反対して「オスプレイ横田配備反対連絡会」や東京地評、平和団体など幅広い共同でたたかいます。
- 5) 「2017年日本平和大会 in 岩国」(17年10月下旬、山口県岩国市)に参加します。
- 6) 安保破棄東京実行委員会などが取り組む日米安保条約の学習と運動に取り組みます。

### (4) 表現の自由などの民主主義を守るたたかいや争議団勝利の取り組み

- 1) 大阪維新の会をはじめとした地方公務員の政治活動の自由を制限する動きに反対し、憲法・地方公務員法で保障された権利を組合員に啓蒙していきます。
- 2) 大阪市労組の組合事務所最高裁闘争、泉佐野市職労団体交渉拒否・組合費チェックオフ大阪高裁闘争勝利し、「維新型」政治に終止符をうつために、大阪自治労連や当該労組とともにたたかいます。
- 3) JALの不当解雇撤回や社会保険庁職員全員復帰をめざして署名や重点行動を中心に取り組みをすすめます。
- 4) 東京都の職業訓練校CAD製図科の非常勤講師に対する不当解雇及び不当労働行為に対する、職場復帰、不利益撤回と団交権回復をめざす裁判・労働委員会闘争を重視して取り組みます。
- 5) 全労連・東京地評の争議支援総行動など、すべての争議の勝利解決に向けて取り組みます。

## 2. 安倍「働き方改革」と労働法制の改悪を許さず、すべての労働者の大幅賃上げをめざし、最低賃金の引き上げ、公契約適正化、公務員賃金引き上げの制度的賃金闘争を前進させ、正規を基本とした雇用で格差と貧困の解消をめざすたたかい

### (1) 賃金の大幅引き上げ、すべての労働者の生活改善実現の取り組み

- 1) すべての労働者の大幅賃上げと雇用の安定で内需拡大し、暮らし、経済の好循環をめざす取り組みをすすめます。
- 2) 最低賃金の大幅引き上げ・全国一律最低賃金法の確立に向けて取り組みます。当面、東京の労働者の賃金は、時間額1,500円以上・日額12,000円以上・月額230,000円以上への引き上げをめざし、少なくとも直ちに時間額1,000円以上とさせ、賃金の底上げを図り働くルールの確立をめざします。
- 3) 東京都内で働く自治体・公務公共関係労働者の賃金の底上げをめざし、時間額1,300円以上の「自治体内最低賃金協定締結」をめざします。また要求アンケート集計を基に、時間額170円以上・日額2,100円以上の賃上げ要求を掲げてたたかいます。
- 4) 2017年度最低賃金の大幅引き上げに向けて、最低賃金と生活保護の比較に用いる所定内労働時間や住宅扶助などまやかした算定の是正と、中小企業支援策の拡充を求め、中央最低賃金審議会、東京最低賃金審議会に向けた取り組みを重視します。
- 5) 最低賃金引き上げとあわせてすべての非正規労働者の大幅賃上げ、正規労働者初任給引き上げ、中小零細業者支援拡充の取り組みをすすめます。

### (2) 大企業中心の経済社会転換の取り組み

- 1) 大企業の社会的責任(CSR)を果たさせ、内部留保を労働者・中小企業に還流させるなど、国民的な共同のたたかいを全労連・自治労連に結集して取り組みます。
- 2) 大企業の首切りや雇い止めに反対し、雇用の確保・拡大、失業対策拡充の取り組みをすすめます。

- 3) 政府に対し、大企業の下請いじめや労働者犠牲に対する規制強化、中小企業振興の取り組みを求めます。また大資産家・大企業の優遇税制の見直し、社会保障関係費の応分の負担、非正規労働者の正規雇用拡大を求めてたたかいます。

### (3) 公契約適正化運動の取り組み

- 1) 東京では、多摩、国分寺、渋谷、足立、世田谷、千代田の6自治体で公契約条例が制定され、また目黒区など公契約条例の検討は既制定を含めて30自治体となりました。  
東京土建との共同を重視し、定期協議で確認した各市職・区職労と地域土建支部の役員懇談を引き続き行っていき、各地域から公契約適正化運動をすすめます。
- 2) 公契約運動の前進と自治体による「官製ワーキングプアをつくるな」をスローガンに実施する自治体キャラバンパート14の取り組みを重視し、全ての自治体に東京自治労連として参加していきます。
- 3) 自治労連や東京地評の公契約適正化運動の方針に基づき運動をすすめます。

### (4) 安倍「働き方改革」に反対し、労働法制の抜本改正、均等待遇など人間らしく働くルールの確立をめざす取り組み

- 1) 労働者使い捨ての安倍「働き方改革」や「働き方の未来2035」に反対し、全労連や自治労連、東京地評などの運動に取り組みます。
- 2) ディーセントワーク実現に向けて、非正規の正規化や雇用の安定を求めて運動をすすめます。また「総務省研究会報告」を注視し、パート労働法、労働者派遣法の抜本改正、有期労働規制、均等待遇の確立など、雇用の改善を求めます。
- 3) 生涯ハケン・正社員ゼロにつながる改悪「労働者派遣法」の具体化を許さないたたかいをすすめるとともに、限定正社員制度・解雇の金銭解決・残業代ゼロ制度につながる労働基準法改悪を阻止するために、全労連や自治労連、東京地評などに結集し、官民共同のたたかいを強化して取り組みます。
- 4) 自治体職場に導入されている派遣労働者の実態を把握し、当該労働者の組織化もすすめながら、直接雇用への転換等に取り組みます。
- 5) 自治体職場における不当・不法な差別や解雇など、懲戒処分方針の一方的改悪・変更、労働組合への介入・干渉など権利侵害に対して、東京自治労連弁護団と連携してたたかいをすすめます。

### (5) 2018年国民春闘に向けて

2018年国民春闘勝利に向けて、「2018国民春闘方針」を確立して取り組みます。

当面、以下の取り組みをすすめます。

- 1) 17年9月を中心に「2018働くみんなの職場要求アンケート」に取り組み、分析結果を各単組で活用します。
- 2) 東京自治労連春闘討論集会（17年12月9～10日、箱根路開雲）を開催します。
- 3) 自治労連春闘討論集会（17年12月初旬）、東京春闘共闘会議発足総会（17年11月頃）、三多摩春闘共闘会議発足総会等に参加します。

## 3. 「こんな地域と職場をつくりたい」運動の取り組み

自治労連第38回定期大会では、「こんな地域と職場をつくりたい」運動を3カ年の取り組みの重要な基調の1つとして決定しました。この運動は職場・地域から「憲法をいかし住民生活を守る」ため、地域に出て主権者である住民に職場の実態などを知らせ、力をあわせ、改善の共同運動をすすめることです。加えて、このことを可能とするため職場から長時間労働を一掃し、住民本位の本格的な予算人員闘争につなげることを主眼としたものです。

職場は今、複雑で過重な業務量が広がり、長時間過密労働が蔓延し、不払い残業、さらにメンタルヘルス不全が拡大しています。その原因のひとつとなっているのが極度に不足する人員配置です。そのため自らの仕事を見直し、余裕を持って住民要求を聞ける状態にはなく、目の前にある仕事をこなすだけで手一杯になっています。

これらを解決し、住民本位の仕事と地域をつくるためには、現在の職場の状況を労働組合が第一に解決することが求められています。これらをふまえ「こんな地域と職場をつくりたい」運動を以下の通

りすすめます。

- (1) この運動の最初の取り組みとなる職場の長時間過密労働、不払い残業根絶の取り組みをすべての単組で抜本的に強化します。とりわけ本庁職場での取り組みを重視します。また、すべての職場で36協定の締結をめざします。その際「2015 超過勤務縮減・不払い残業根絶に向けた取り組み方針」(15年7月1日)、「2016 超過勤務縮減・不払い残業根絶・36協定締結に向けた取り組み方針」(16年6月8日)を基本に取り組みます。都庁における「8時退庁問題」については、実態を明らかにしながら実効ある超過勤務縮減を求めます。
- (2) 職場懇談会、職場訪問などを重視し、職場の問題点を職場組合員に依拠しながら明らかにし、職場要求をまとめて、すべての職場で所属長への予算・職場環境改善要求の提出交渉をめざします。
- (3) 職場の要求を基本に各単組・局支部としての要求をまとめ、当局への提出交渉・提出要請行動などにすべての単組・局支部が取り組みます。
- (4) 自治労連が開催する「長時間労働NO! 人員ふやして、いい仕事がしたい! 予算人員闘争をすすめる交流集会(17年4月22~23日・静岡県伊東市 ホテル聚楽)にすべての単組・局支部から参加します。規模の大きい単組は支部・分会などからの参加も追求します。
- (5) 自治労連が全国いっせい統一行動として行う、長時間労働の一扫や予算人員闘争に向けた取り組みの出発点としての「全国いっせい職場訪問」(仮称)に17年5~6月をゾーンとして取り組みます。具体的な取り組みについては別途提起します。
- (6) 『自治体「構造改革」反対、やりがいのある仕事と働きやすい職場づくり、職場・職種別交流集会』を、17年6月3日に開催します。
- (7) 集会の準備の中で、憲法と仕事のかかわりを学び、仕事にいかす仲間をつくり、次世代育成を見通して、補助組織(横断組織)、職域組織と結んだ活動を広げます。
- (8) 自治労連が単組の役員向けに発行する「はじめよう すずめよう 予算人員闘争」(役員学習用パンフレット)を学習し、活用します。
- (9) 自治労連が予算人員闘争の前進に向けて、全国の先進的な事例や、政府の動きなどの資料をまとめた、改定「予算人員闘争資料集」を活用します。
- (10) 自治体の予算分析をすべての単組で行うことをめざします。また、東京都の予算分析を行い、都内の各団体に広げます。
- (11) これらをふまえて、地域を訪問し、仕事と自治体の施策、労働実態などを語り、共有する取り組みをめざします。
- (12) 自治労連の提言案「こんな地域と日本をつくりたい」の学習と職場討論をすすめます。

#### 4. 自治体「構造改革」に反対し、自治研活動を強め住民本位の自治体づくりの取り組み

##### (1) 自治研活動を再構築し、職場の取り組みと住民共闘を前進させる取り組み

自治労連運動の基本である職場自治研活動、地域自治研活動、住民共闘の取り組みは、自治体職場と自治体労働者、住民に激しく攻撃がかけられているもとで極めて重要となっています。あらためて自治研活動と住民共闘の重要性を確認し取り組みを強化します。

- 1) 第11回東京地方自治研究集会の成果を単組、職場に持ち帰り、自らの仕事を見直し、住民本位の制度や施策、仕事のあり方を考える取り組みとして職場自治研を広げます。
- 2) 「自治研活動の取り組み方針」(15年9月16日 中央執行委員会決定)を各単組で学習し、取り組みの意思統一を行います。
- 3) 東京自治労連の自治研推進委員会を定期開催し、各単組での取り組みの交流や悩みなどについて議論し、具体的な取り組みについて意思統一します。

##### (2) 「公的サービスの産業化」、自治体業務の市場化・民間委託化を許さないたたかい

- 1) 「改革工程表・KPI分析」をすすめ、「公的サービスの産業化」について学習出来るリーフ(仮)を活用し、反対する庁内世論をつくり、住民に知らせます。
- 2) 「公務の産業化」のもと、自治体のあり方、役割が大きく変えられようとしている状況にあります。各単組、職場にかけられている攻撃の実態を明らかにし、地域住民とともに、たたかう体制を強化します。
- 3) 給食、用務、窓口などの委託については、住民にその計画や実態を知らせ共同してたたかいをす

すめるとともに、各単組及び、全国で実践された委託化阻止・直営堅持などの教訓に学んで取り組み、職場自治研を強化します。

#### (4) 2018年度予算人員要求づくりの前進へ向けて

- 1) 大型開発優先、大企業奉仕の予算から、住民のいのちと暮らしを守る予算に転換させるたたかいをすすめます。
- 2) 人員削減や自治体職場の委託・民営化を許さないたたかいをすすめます。
- 3) 例年作成している「東京都の予算分析」を東京自治問題研究所とともに取り組み、3月中の完成を目指し、広く普及します。
- 4) 東京都に対し市区町村財政の拡充を求め、23区都区財政調整交付金の配分や、多摩地域の市町村総合交付金の増額を、自治体とともに求めて行きます。

### 5. 生活改善できる公務員の賃金引き上げ等のたたかい

#### (1) 公務員賃金の大幅な引き上げをめざして

- 1) 地方経済を衰退させ、公務員間に差別と分断をもたらす「給与制度の総合的見直し」の中止・撤回を求めて、全労連・自治労連に結集してたたかいます。
- 2) 「級別職務の厳格化」と称した特別区の給与表の再編など、賃金制度の差別化、能力・業績主義賃金強化に反対する庁内世論を高めていきます。
- 3) 扶養手当の改悪は、安倍首相がすすめる「一億総活躍社会」実現のための働き方改革を先取りしたものであり、官民共同で安倍政権が狙う雇用改革反対の取り組みを前進させます。
- 4) 勤勉手当の一律拠出は、普通の成績評価であっても拠出するだけとなる不当な制度で職員のモチベーションの低下を招くものであり導入に反対してたたかいます。また既に導入されている単組では、さらなる拠出率引き上げ提案に現状率維持を基本に取り組みをすすめます。
- 5) 労働時間短縮を伴わない名ばかり「公務のフレックスタイム制」導入に反対し、当局の責任として実効性ある超勤縮減策を求めていきます。
- 6) 三多摩においては、市町村総合交付金の経営努力割などを理由とした都並給与体系への低位平準化を許さず、三多摩協議会を軸にして各自治体のたたかいの交流など、運動の前進にむけて必要な対応をすすめます。
- 7) 地域間の格差をもたらす地域手当の矛盾や人材確保への悪影響などを明確にし、地域手当の本給繰り入れを求めて取り組みます。また、三多摩では都区並20%の地域手当を要求に掲げてたたかいます。
- 8) 地方公務員法「改正」にともなう「人事評価制度」の機械的な導入に反対し、東京都による「能力・業績」主義強化の押し付けを阻止し、三多摩各自治体の職場実態に合わせた運用を行うよう引き続き重点課題として取り組みます。また、既に導入されている単組ではさらなる改悪を許さず改善を求めてたたかいます。
- 9) 17年公務員賃金闘争に向けて、春闘期から官民一体のたたかいとして、自治労連・東京地評に結集し、職場・地域からの闘争を推進します。とりわけ人事院・対政府宛署名、中央行動を重視して取り組みます。
- 10) 公務員の退職手当支給水準について、人事院はおおむね5年ごとの民間企業の退職金などの実態調査を終えています。年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられているなかで退職手当は給料の後払的な性格です。公務員の退職手当削減は民間労働者にも影響することから、退職手当の削減を許さず、拡充を求めてたたかいます。
- 11) 各種休暇制度などの権利拡大、誰でも行使できる権利の拡充をめざし、自治体・公務公共関係労働者の権利の充実をめざし、「働き続けられる職場づくり」に取り組みます。

#### (2) 高齢期の雇用問題について

16年4月から年金の支給開始年齢が62歳へと引き上げられたもとの、「雇用と年金の接続」と再任用職員の賃金改善は切実な課題です。2011年の人事院「意見の申出」を踏まえ、定年延長を基本にした雇用と年金の接続が急務であり、政府に対して意見の申出にそった定年延長の実現を求めるとともに、当面、各自治体においても本人の希望に沿った再任用の実施、安心して生活できる賃金への改善を求めていきます。

- 1) 雇用継続の実現に向け「定年延長」による制度確立を求めるとともに、50歳台の賃金水準の改悪を許さないために、自治労連に結集し対人事院・政府に向けた取り組みを行います。
- 2) 公務職場の高齢期雇用について「年金と雇用の接続」を前提に働き続けられる職場環境の実現に向けて取り組みをすすめます。
- 3) 希望者全員の再任用と更新・継続をさせ、「能力・実績」にもとづく人事管理を口実とした制度の恣意的運用をさせないようにします。
- 4) 無年金期間の現行再任用職員の賃金水準を引き上げ、少なくとも部分年金支給の再任用短時間勤務職員が受け取る給与と年金の合計水準を求めます。
- 5) フルタイムや短時間勤務の選択、職場配置等、本人希望を尊重させます。短時間勤務職員の定数外配置を求めます。
- 6) 高齢期雇用に伴う人員増については、柔軟な定数管理を行い、臨時・非常勤職員などを雇止めさせることなく職場体制の充実、公務、公共サービスの拡充のための新たな職場・職域を拡大します。
- 7) 公務公共関係職場では、改正高齢者雇用安定法に基づいて、働き続けられる職場環境と安心して生活できる高齢期雇用の制度化を求めて取り組みます。
- 8) 年金一元化による影響については、自治労連に結集して取り組むとともに、組合員が不利益にならないよう各単組とも連携を取りながら必要な対応を行います。

### (3) 公務員の労働基本権回復に向けた取り組み

- 1) 憲法とILO条約・勧告に基づく労働基本権回復の運動をすすめます。また、自民党の「改憲草案」第28条2項では、公務員の労働基本権について「全部または一部を制限」としており、自民党の改憲策動を許さないたたかいをすすめます。
- 2) 全労連や自治労連に結集し、民主的公務員制度の構築を求めて取り組みをすすめます。
- 3) 労働協約締結権回復を展望し、すべての単組での予算人員要求闘争、36協定の締結、春闘要求書提出・交渉を強化します。とりわけ組織の拡大・強化と結合して取り組みます。
- 4) 自治体・公務公共関係労働者の権利や役割を明らかにした自治労連の「自治体労働者の権利宣言(案)」の学習をすすめます。

## 6. 「誇りと怒りの運動」をすすめ、自治体非正規・公務公共関係労働者の雇用安定と賃金労働条件改善をめざすたたかい

### (1) 自治体に直接雇用されている非正規労働者の大幅賃上げなど労働諸条件改善のたたかい

- 1) 仕事のあり方や不安定雇用・劣悪な労働条件に対する思いなど、職場・職種での懇談・交流をすすめて、要求と組織化を結合させ、正規・非正規一体のたたかいをすすめます。
- 2) 全都での直雇用臨時・非常勤職員の賃金・労働条件改善と組織化を結合した運動をすすめるため、各自治体の賃金・労働条件の到達点を集約します。
- 3) 非正規公共関係労働者の雇用・賃金労働条件改善の必要を職場内外に告発し、「自治体が官製ワーキングプアをつくるな」の世論と運動を広げます。また、公務労働の重要な役割を担っている臨時・非常勤職員の賃金・労働条件を明らかにし、単組ニュースなどで庁内世論を高めるとともに、地域宣伝や議員要請などをめざします。
- 4) 住民サービスの維持・向上に必要な人員確保に対する当局責任を迫り、コスト削減・使い捨て優先を改めさせ、「住民の権利・福祉の向上を支え、働き続けられる職場づくり」をめざして、正規・非正規一体となって予算人員闘争に取り組みます。
- 5) 恒常的業務に携わる非正規・公務公共関係労働者の正規化、無期雇用への転換を追求します。
- 6) 臨時・非常勤職員の「雇止め」「更新回数制限」の撤廃と「均等待遇に基づく任期の定めのない短時間一般職公務員制度」の確立に向けたたたかいをすすめます。
- 7) 「7・4 総務省通知」の前進面をいかし、継続業務に従事する職員は本人希望と能力実証に基づき再度任用を行い、再度任用時に法的根拠のない雇用中断期間を設定しないことを求めます。
- 8) さらに自治体リストラ・市場化促進と非常勤職員の労働基本権制約をねらった、一般職非常勤への任用根拠の変更は反対し、問題点を明らかにして、正規・非正規一体でたたかいます。
- 9) 正規職員の非正規職員への置換えをすすめ、非正規職員の雇止めを合法化し、不安定雇用を拡大する「任期付(短時間)勤務職員制度」制度の導入と拡大を阻止するたたかいをすすめます。

10) 直接雇用の臨時・非常勤職員の抜本的な労働条件改善のために、自治労連に結集して法制度の改善・整備を求めます。

## **(2) 自治体の委託事業等の非正規・公務公共関係労働者の労働条件改善をめざすたたかい**

- 1) 公契約条例制定の前進を力に、公契約条例制定、入札・契約制度改善・適正化へ向けた共同の取り組みを職場・地域からすすめます。
- 2) コスト削減優先、労働力の使いすてを改め、安定した人材確保と人材育成をはかるよう求め、非正規公共関係労働者の雇用安定や賃金改善に結びつけた取り組みをすすめます。
- 3) 指定管理者制度導入・再指定、民間委託の契約先変更などを口実とした、雇止めや賃金・労働条件の改悪を許さず、雇用継承と適正な賃金労働条件の確保のため、自治体の責務・事業者の責任を追及してたたかいます。
- 4) 公務・公共サービスに求められる継続性・安定性・専門性・公平性を損なう委託や委託期間の矛盾など、制度改正運動と結合して、委託業務や指定管理職場で働く労働者への働きかけをすすめます。
- 5) 「次世代育成支援対策推進法」「女性の活躍推進法」にもとづく特定事業主行動計画を職場改善、労働条件改善にいかす取り組みをすすめます。また、計画の改善に向け、労働組合としての意見反映に努めます。

## **7. 労働安全衛生活動を強化する取り組み**

- (1) 労働組合の労安活動を、「安全衛生委員会」や予算・人員要求闘争と結合させて取り組みます。具体的には、来年度の予算人員に向けた要求書の中で労働安全衛生上の要求を掲げて、「安全衛生委員会」の議題として提起できるよう議論をすすめます。
- (2) 東京自治労連として労働安全衛生活動推進委員会を定期開催し、すべての単組からの参加で方針の確認、活動交流、学習や情報提供を行います。
- (3) 各種ハラスメント対策、メンタルヘルス対策を推進するための学習啓発の取り組みを前進させます。
- (4) 職員本位の「ストレスチェック制度」にしていくために、集団分析の結果を活用し、職場環境の改善等にかす取り組みをすすめます。また、ストレスチェック受診率や集団分析の有無など、各単組の状況を調査し、ストレスチェック制度を職場環境の改善等にかすより良い制度としての活用をめざします。
- (5) 各単組で労働安全衛生推進委員会を設置し、活動方針を確立します。50人未満職場の労働安全衛生活動を重点づけて取り組みます。
- (6) 当局の責任による職種・職場ごとの安全衛生教育の実施を求めます。とりわけ新規採用者の雇入時教育を別途職種別に実施するよう求めます。
- (7) 第16回労働安全衛生活動交流集会を開催し(17年9月2日・グリーンホール)、各単組の交流と到達点の確認、今後の取り組みの方向について確認します。
- (8) 非正規雇用・公務公共関係労働者の労働安全衛生の取り組みを強化します。
  - 1) 各単組での労働安全衛生活動推進委員会等に対応する公共一般の支部からの参加を追求します。
  - 2) 各安全衛生委員会の委員に非正規労働者の委員の選出を追求します。
  - 3) 非正規・公務公共関係労働者の健康診断実現、公務災害・労災などの取り組みをすすめます。
- (9) 板橋区職労・三浦とし子さんの公務災害認定闘争の全面的な認定に向けて取り組みます。
- (10) 働くもののいのちと健康を守る東京センターに結集し、公営企業財団法人社会医学研究センターなどと共同して取り組みます。
- (11) 第22回自治労連 労働安全衛生・職業病全国交流集会(17年6月3~4日静岡)に労安推進委員を中心に参加します。

## **8. 社会保障改悪をはじめとした国民犠牲反対、住民本位の自治体施策を守り発展させる取り組み**

### **(1) 消費税増税を許さず、社会保障制度改悪を阻止する取り組み**

全労連・自治労連方針に基づき、消費税増税や社会保障制度改革推進法等を撤回させる取り組みを

東京地評、東京社会保障推進協議会（東京社保協）、介護をよくする東京の会、消費税廃止東京各界連絡会等と共同して運動をすすめ、世論形成に貢献します。

#### 1) 消費税増税阻止に向けて

消費税廃止東京各界連絡会に結集し、毎月の署名宣伝行動へ参加するとともに、中央集会への参加など取り組みを強め、世論構築をすすめます。

### (2) 医療・介護の総合確保法等による医療、介護の改悪阻止の取り組み

#### 1) 医療制度の改悪を具体化させず、地域医療を守る取り組み

- ①東京都が策定した「地域医療構想」に基づく「患者追いだし」につながる病床再編・削減を許さないたたかいを、「私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京の実行委員会」を中心に共同して取り組みます。
- ②政府が狙う高齢者窓口負担の強化、「かかりつけ医」以外を受診する場合の定額負担強化など、自己負担の強化による医療費抑制政策を許さず国民負担押しつけを許さない運動をすすめます。
- ③医療三単産で取り組む「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を」の署名運動を17年5月の署名提出行動に向けて取り組みます。関係組合員1人10筆の目標達成に向けて奮闘します。
- ④医療関係団体で構成する実行委員会形式で開催される、「憲法いかし、いのちまもる国民集会」
- ⑤医労連・中央社保協・地域医療を拡充する会・自治労連の4者で開催される「第9回地域医療を守る全国交流集会」を、地域医療を守る地域からの運動の意思統一を行います。
- ⑥いのちと地域を守る運動の推進と全国の運動を交流するため、自治体病院全国交流集会（17年11月予定）に参加します。
- ⑦「いのちと地域を守る意思統一集会（17年1月29日）」を開催し、地域医療を守る取り組みをすすめます。また、翌30日に医療関係省庁、団体への要請懇談行動を行います。
- ⑧医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件の改善、人員確保等に向けて東京医療関連協に結集して取り組みをすすめます。

#### 2) 介護制度改悪を許さない取り組み

- ①全労連と社保協・民医連と共同の「介護制度の見直しに対する請願署名」を積極的に推進し、次期通常国会開催と合わせ、全労連介護・ヘルパーネット等とともに厚労省要請、国会議員要請などを行います。
- ②「介護予防・日常生活支援総合事業」（「新総合事業」）による影響など、介護をよくする東京の会や社保協がすすめる取り組みに積極的に参加します。
- ③第7期介護事業計画や2018診療報酬、介護報酬の同時改定に向けて、混合介護など制度改悪に反対し、学習と地域への情報提供をすすめます。
- ④「自治労連・介護関係労働者全国交流集会」（17年7月1～2日愛知）の成功に向けて、取り組みをすすめます。
- ⑤全労連が提起する毎年11月の「介護アクション」に呼応し、「介護に働くなかまの全国交流集会（全労連・中央社保協など実行委員会主催）」の成功などに向けて取り組みます。

#### 3) 後期高齢者医療制度、国民健康保険に対する取り組み

- ①高齢者等への医療費負担増に反対し、後期高齢者医療制度の撤廃と安心できる高齢者医療の実現に向けて取り組みます。
- ②東京都の後期高齢者医療広域連合に向けて、陳情や傍聴行動を東京社保協に結集して取り組みます。
- ③国民健康保険（国保）の18年度都道府県への移管や都道府県が策定する医療費適正化計画、高すぎる国民健康保険料の引き下げなど、社保協などとともに取り組みをすすめます。
- ④東京都に対して、区市町村国保における18歳までの子どもについて、均等割軽減の助成制度の創設、国民健康保険加入の子どもの保険料軽減を求め、東京社保協とともに取り組みます。

### (3) 生活保護制度の拡充等をすすめる取り組み

- 1) 19年に向けて政府が進めている生活保護・生活困窮者自立支援制度の見直しにむけたスケジュールや、社会保障審議会生活保護基準部会の動きを注視し、社保協などと連携した取り組みをすすめます。
- 2) 生活保護基準の引き下げが、生活保護受給者はもちろん、最賃や就学援助等に悪影響を及ぼし、国民生活が脅かされることとなります。自治労連「生活保護政策提言集」の学習をすすめ、職場組合

員を励ますとともに地域住民との共同を追求します。

- 3) ケースワーカーの担当標準数 80 世帯を守ること、「標準数」を「法定数」にする取り組みを自治労連に結集して取り組むとともに、各単組で必要な人員配置を要求します。
- 4) 生活保護職場への警察 OB の強制配置に反対します。
- 5) 生存権裁判を支える東京連絡会に結集し、生存権裁判支援のみならず、生活保護基準引き下げ、生活保護法改悪阻止に向け取り組んでいきます。

#### (4) 年金制度改悪を許さず拡充を求める取り組み

- 1) さらに支給開始年齢の繰り延べ、支給額の切り捨てなど年金制度の改悪を許さないたたかいを自治労連、東京社保協とともにすすめます。
- 2) 基礎年金への国庫負担率 1/2 の法定化を求め、給付切り下げとなる「マクロ経済スライド」の廃止を求めて取り組みます。
- 3) 「消えた年金」の解消、日本年金機構の情報流出問題の公的責任を追及し、年金機構の直営化を求めるとともに、旧社保庁職員解雇撤回に向けて、自治労連に結集して取り組みます。

#### (5) 障害者福祉制度の改善、総合福祉法創設に向けた取り組み

- 1) 障害者総合支援法を速やかに廃止し、「障害者総合福祉法」の制定を求める運動を自治労連、東京地評、社保協などとすすめます。また、骨格提言の具体化・制度化にあたって、制度の実施者である市区町村の意見を十分反映させるように求めていきます。
- 2) 障害者総合支援法における「介護保険法優先適用規定」撤廃に、障都連などと取り組みます。
- 3) 障害者の自立支援医療の利用者負担に対する低所得者負担軽減の実現にむけた運動を強めます。また、障害者の所得保障について、障害基礎年金の増額を含め、抜本的に改善する取り組みをすすめます。

#### (6) 保育の拡充をめざす取り組み

- 1) 「よりよい保育を！実行委員会(略称)」の国会請願署名(2月最終集約)及び公的保育・福祉を守る東京実行委員会の都議会署名に取り組みます。
- 2) 子ども・子育て支援新制度が実施されたもとの、制度拡充の予算措置、公定価格の改善、保育時間区分の一本化、処遇の改善などの要求を掲げ、国に向けた取り組みをすすめます。17年11月3日の保育大集会、政府・国会要請への積極的な参加をめざします。
- 3) 自治体の裁量がより強まったもとの、制度の改善・拡充をめざし区市に対する取り組みを、共同を広げながらすすめます。
- 4) 認可保育園の建設による待機児童解消を求め、広範な住民・保護者に対話を呼びかけて地域から運動を広げ、自治体や自治体議会に迫ります。また、東京都に対して保育にかかわる都区財調制度・子育て推進交付金の維持、公立保育所整備とともに、私立保育所の充実のため、公私格差を是正する財源措置を求めます。
- 5) 待機児童解消の取り組みとも結合し、公立保育園の民営化反対の取り組みを強めます。
- 6) 非正規保育労働者の要求運動と組織化を結合して推進します。
- 7) 次世代育成の取り組みの一環として、若手保育士を中心とした要求に正面から応え、「保育を楽しむ連続講座」を開催し、若手保育士のネットワークを広げます。
- 8) 自治労連「自治体保育労働者の全国集会」に積極的に参加し、保育の充実を求めます。
- 9) 保育闘争委員会を開催し、機敏な取り組みの展開をめざします。引き続き保育闘争委員会ニュースを発行します。

#### (7) 児童相談所の特別区設置など児童保護行政の拡充を求める取り組み

- 1) 児童虐待が急増しているもとの、児童相談所や市町村の業務体制の改善、一時保護所の拡充等に向けて、国への取り組みを、自治労連とともに取り組みます。
- 2) 児童相談所の特別区設置をはじめ、子ども家庭支援センターなど市区町村の子どもの権利擁護の取り組みがすすむよう、情報交換や交流をすすめます。

### 9. 原発ゼロ・自然再生エネルギーの実現、TPPからの撤退、民主教育擁護など国民的課

## 題の取り組み

- (1) 被災者の生活と生業を再建するために、被災者生活再建支援法の拡充を国に求める取り組みを強化します。
- (2) 自治労連の「原発ゼロ、再生可能エネルギーをいかす地域・自治体をつくるための提案」(2015年改訂版)を学習などに活用します。
- (4) 全国災害対策連絡会が主催する災害対策全国交流会に参加します。
- (5) 原発をなくす全国連絡会に結集して取り組みます。当面原発をなくす全国連絡会が主催する原発ゼロ全国集会(17年3月4日 日比谷野音)に参加します。
- (6) 原発ゼロ、再稼働反対など、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。
- (7) TPP協定の批准が絶望的になったもと、アメリカとの2国間貿易協定でさらなる譲歩をさせないため、自治労連、全労連の運動に積極的に参加します。
- (8) 自治体クラウド化、マイナンバーによる情報連携がすすんでいます。各単組との情報共有を図り、マイナンバーカードの利用拡大をしないよう情報提供を行うとともに、東京地評、自治労連とともに、マイナンバー反対連絡会の活動に参加します。
- (9) 子どもの教育を受ける権利を保障し、民主的教育行政を守るため、「2・4東京教育集会2017」をはじめとした取り組みに参加します。

## 10. 首長選挙、自治体民主化、国政民主化のたたかい

労働組合として政党支持・政治活動の自由を守り、保障するとともに、職場に「政治は変えられる」の風を吹かせ、組合員・家族が主権者として投票権を行使する取り組みをすすめます。

- (1) 切実な職場要求や消費税引き上げ阻止、社会保障拡充など、春闘でかかげる諸要求を実現させるチャンスとして、職場・地域で政治や憲法を語り、政治の流れを変える世論を広げます。
- (2) 改憲阻止、戦争法廃止にむけ、衆議院選挙や国会闘争における野党共闘の強化を求め、様々な取り組みを強めます。
- (3) 組合員の思想・信条・政党支持の自由と政治活動の自由を守り、保障します。不法・不当な干渉や介入・弾圧などに対しては組織として毅然として対応します。
- (4) 当局の「政治的中立性」攻撃を跳ね返し、職場に政治の風を吹かせ、組合員・家族が主権者として投票権を行使する取り組みをすすめます。
- (5) 「憲法をいかし守ろう!」「選挙に行って戦争法廃止」「棄権は危険」「選挙に行こう」などのキャンペーンを強めます。とりわけ、18歳選挙権が施行されたもとで、憲法に基づく主権者として、公民権を行使するよう、青年労働者への働きかけを強めます。

## 11. 東京自治労連の増勢、非正規・公務公共関係労働者の1万人建設にむけた組織拡大・強化をめざす取り組み

すべての単組で「第一次組織拡大・強化中期計画」に基づいて、単組の組織拡大・強化計画を策定します。職場懇談会など職場活動を重視し、雇用形態を問わず職場過半数組織をめざし、要求実現と組織拡大を車の両輪として強化し、拡大をめざして取り組みます。

次世代役員育成の課題を正面に据え、学習・交流活動を強化し、各単組の役員体制の確立をすすめます。

### (1) 正規・非正規公務公共関係労働者が一体となった組織拡大の取り組み

- 1) 新規採用者、組合未加入者、非正規・公共関係労働者の組合加入に向けた意思統一と加速化を図るため、書記長・組織部長会議を春・秋の組織拡大月間に開催します。
- 2) 年間を通じて、春・秋2回の組織拡大月間を設定し、方針を策定します。
- 3) 「見える職場活動」を重視し、職場懇談会や職場での要求を聞きとるための「集まる」、「声をかける」活動をすすめます。組合員の本音やつぶやきを要求に高め、労働組合の存在意義や役割を伝え、空白職場をなくす取り組みを強化します。
- 4) 最賃闘争をすすめる学習を重視し、非正規・公務公共関係労働者自らが先頭に立ち、賃金・労働条件の底上げ運動と組織拡大を強化します。

- 5) 公的サービスの産業化、総務省研究会報告での更なる市場化・民営化の狙い等について、学習をすすめて、対抗する組織拡大を推進します。
- 6) 公共サービスの継続・安定性を確保するため、委託・指定管理者職場の直営化と労働条件改善とを結合して、委託・指定管理職場で働く労働者への働きかけをすすめます。その際、地域労連との共同をすすめます。
- 7) 上部組織を持たない組織等に自治労連加入に向けた取り組みをすすめます。
- 8) 引き続き、本部内に非正規組織化対策会議を設置し、春・秋の組織拡大月間期間に開催します。

## (2) 組織強化

- 1) 春闘・人勧闘争期・秋季年末闘争に、職場懇談をはじめとした職場での労働組合づくりを強化します。
- 2) 本庁職場、組織化困難職場を重点として、職場活動を強化し、空白職場をなくす取り組みを強化します。
- 3) 具体的な実態把握をして、今後の取り組みを強化するために、18年1月中旬～2月に東京自治労連（書記長・組織部長・組織拡大専任者）と単組（書記長・組織部長・二重加盟役員）の懇談をします。事前に調査票を配布して、①支部・分会役員体制、②職場懇談実施報告、③次世代役員育成計画、④非正規組織化計画、⑤共済加入促進計画を把握した上で懇談します。
- 4) 学習・交流活動を強化し、自治労連運動を担う次世代育成をすすめる取り組み  
青年の「いい仕事がしたい」、「自治体・公務公共職場ではたらく仲間と交流したい」という要求を受け、職場の役員が青年の話を知るとともに、青年同士がつながる取り組みとして、学習や交流をすすめます。
  - ①青年部の確立、活動強化に向けた取り組みを東京自治労連とすべての単組の総力を挙げて取り組みます。
  - ②青年が、青年の言葉で青年に組合を語って、組合加入に取り組むことを重視し、新規採用者説明会をはじめとした取り組みをすすめます。
  - ③情勢や闘い、労働組合活動の重要性を学ぶとともに、青年同士の交流やネットワークづくりをすすめる、青年ステップセミナーを17年9月30日～10月1日（場所：未定）に開催します。
  - ④各単組・支部・分会・補助組織等の役員に選出された次世代役員は、悩みや要望を持っています。次世代役員が、先輩役員に相談しやすい体制や日常的に援助する担当者を配置するなど、役員としての成長を支える活動を行います。
  - ⑤各単組で、単組の青年が中心となって企画する学習（フィールドワーク）、文化・レクリエーション活動をすすめます。
- 5) 18年春の組織拡大スタート集会を開催します。（18年2月9日予定）
- 6) 臨時・非常勤職員組織拡大 正規・非正規交流会を開催します。（18年2月25日予定）
- 7) 第19回東京自治労連組織集会を開催します。（17年7月29日）
- 8) 自治労連第30回組織集会に各単組とともに積極的に参加します。（18年1月予定）

## (3) 自治労連共済の加入拡大、労金運動の推進

東京自治労連の組織拡大と共済加入拡大を一体のものとして取り組むというこれまでの方針を堅持しつつ、共済推進委員会を軸に、より具体的で成果の上がるような取り組みを展開します。

- 1) 共済推進委員会を毎月一回開催し、春・秋の拡大月間で方針を策定し、組織拡大をすすめます。
- 2) 自治労連共済の提起しているライフプラン見直し運動に取り組み、加入者拡大を目指します。特に30代・40代の組合員と家族（配偶者・子ども）の加入促進に重点的に取り組みます。
- 3) 2017年度の新規採用者に対するセット共済D型プレゼントに引き続き取り組みます。また、これまでに採用者で組合未加入者に向けた取り組みも同時にすすめます。
- 4) 自治労連秋の拡大月間に合わせ、4月の新規採用者へ再度の組合加入と共済加入の訴えを全組合ですすめるよう取り組みます。
- 5) セット共済だけでなく火災共済の取組を重視し、組合員の生命と財産を守る総合的な取り組みとして自治労連共済加入に取り組みます。
- 6) 取り組みを進めるために必要な知識を得るため、東京支部独自の研修会を実施します。
- 7) 自治労連共済が開催する実務担当者研修会、共済学校に積極的に参加します。
- 8) 臨時・非常勤職員の組織化を加速させるため、自治労連共済・労金の魅力を周知して、加入をすすめます。

- 9) 自治体・公務公共職場に働く労働者の福祉向上をめざして、「東京地評老親推進会議」に結集し、単組とともに労金運動をすすめます。

#### (4) 学習教育・宣伝活動

- 1) 支部・分会・職場段階での学習活動を具体化し、「ここから始める組合活動・自治労連運動」の活用を各単組（三多摩は協議会）で実施します。
- 2) 次世代役員育成をめざし、支部・分会役員に選出された青年役員や憲法・平和活動、青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト等に参加した青年に賃金、各種制度学習をすすめ、秋季年末闘争・春闘・人勧闘争期の各行動への参加、可能な単組は要請行動等への参加を追求します。
- 3) 青年運動を強化し、次世代役員選出をすすめるために、自治労連が主催する各種労働学校に積極的に参加します。
- 4) 全労連初級講座「わくわく講座」の取り組みをすすめます。
- 5) 東京学習会議が主催する学習会や講座への参加を積極的に呼びかけます。
- 6) 憲法・平和など諸団体が主催する学習会や勤労者通信大学への参加と「学習の友」の普及および「読み合わせ」などの運動を追求します。
- 7) 「とうきょうの自治体」の仲間やホームページを充実させ、全組合員に東京のたたかいを紹介し、励まして、元気を届ける記事の掲載を行います。
- 8) 自治労連が発行する住民宣伝チラシを活用します。

#### (5) 文化・スポーツ活動

自治労連関東甲越ブロック大会及び全国大会の代表を決定するために、以下の東京都大会について実行委員会を立ち上げ開催します。組合員の文化・スポーツ活動をすすめるため、単組とともに取り組みをすすめます。囲碁・将棋大会は関東甲越ブロック大会（17年5月予定）に直接参加します。

- 1) 軟式野球大会（17年4月8日、16日、22日）
- 2) 女子バレーボール大会（17年6月予定）

#### (6) 各分野のたたかい

##### 1) 青年部

「住民のためにいい仕事がしたい」、「つながりたい」、「正規になって誇りを持って働きたい」という青年の要求を正面に据えた運動をすすめます。東京自治労連青年部活動を強化し、単組の青年活動の推進によって次世代役員育成に取り組みます。

- ① 青年ステップセミナーゆけむりプロジェクト等で作られた青年結集の力とつながりを活かして、青年部の組織強化や青年部確立、再建につなげます。
- ② 新人組合説明会や新採歓迎行事の運営に積極的に参加し、仲間を増やす活動をすすめます。
- ③ 学びながら交流する「東京の自治体に働く青年交流会」の実行委員会に、積極的にとりくみます。
- ④ 「原水禁世界大会」や地域での平和や自治体労働者の役割などの学びを問題意識に変えて、憲法9条を守る取り組みや自治研に積極的に参加します。
- ⑤ 国民平和大行進、原水爆禁止世界大会、Ring! Link! Zero（核兵器をなくす青年交流会）などに積極的に参加し、平和憲法を学び、核兵器廃絶を願う広範な青年と協力・共同をすすめます。
- ⑥ 共済の青年層での拡大をめざし、自治労連共済の加入をすすめます。
- ⑦ 組合の意義と役割を学ぶことで、本部や単組で核になる青年を育成するため、「自治労連青年ステップセミナー2017」など各種労働学校への参加をすすめます。
- ⑧ 自治労連青年自治研（17年6月10～11日開催予定）に積極的に参加し、全国の青年とのつながりを深めるとともに、青年の思いが届く職場・自治体づくりをめざします。
- ⑨ 全労連青年部・自治労連青年部・東京地評青年協議会に結集し、広範な青年と「一致する要求」「一致できる要求」の共同をすすめます。

##### 2) 女性部

- ① 解釈・明文改憲、集団的自衛権行使・普天間基地の辺野古への移設・基地機能強化を許さないため、学習・署名・宣伝に取り組みます。
- ② 母性保護への攻撃を許さず、権利の拡充、総労働時間短縮、不払い残業根絶、労働規制に取り組み、「健康で働き続けられる職場」を求めて運動します。

- ③国連女性差別撤廃条約選択議定書の批准、慰安婦問題の解決、ジェンダー平等に基づく民法改正をすすめるため、学習・宣伝・婦団連の署名に取り組みます。
- ④自治労連女性部、東京労連女性センターに結集して運動をすすめます。
- ⑤第 62 回はたらく女性の中央集会（17 年 11 月予定）、3.8 国際女性デー中央集会（2017 年 3 月 8 日）、第 63 回日本母親大会（17 年予定）、第 37 回自治体にはたらく女性の全国交流集会（2017 年予定）に積極的に参加します。
- ⑥雇用におけるすべての男女差別禁止を求め、男女雇用機会均等法・パート労働法の実効ある改正に向けて取り組みます。
- ⑦「官製ワーキングプア」解消のため、均等待遇の実現にとりくみます。非正規職員の組織化を進めます。
- ⑧常任委員会と拡大委員会でのミニ学習や、春闘決起集会を開催し、情勢の確認や運動の意思統一を図ります。
- ⑨改訂された「組合活動への男女参加促進のアクションプログラム」にもとづき、機関会議の女性参加促進、女性役員育成に向け、女性部としても知恵と力を出し合い、取り組みます。

### 3) 現業評議会

現業労働者は、自らの職場や賃金労働条件を守る取り組みと、最低賃金の大幅な引き上げや公契約条例の実現など、これまで以上に取り組むことが求められています。

現業職場の「専門性の追求」のためには「継続性」が必要であり、民間委託や臨時・非常勤への置き換えではなく、正規職員による退職者補充が必要として求め続け、地域住民の「生命」と「健康」を守るため、公務公共性を一層発揮した運動を取り組みます。

- ①東京都、特別区、三多摩における現業職員の削減や業務の委託化を阻止し、現業職員の新規採用・補充を実現するための各単組・支部の取り組みに対し連携と支援を行ないます。
- ②「予算・人員要求闘争」を重点課題とし、予算編成期前の早い段階での「要求書提出」や「要請行動」など、各単組・支部現評との共同した取り組みを行ないます。
- ③「現業統一闘争」における東京自治労連が主催の「都庁前集会・宣伝行動」（17 年 10 月予定）への現業組合員の積極的な参加を呼びかけるとともに「闘争」の成功に全力をあげます。
- ④正規未加入者の組合加入と臨時・非常勤・関係労働者の組織化をリストラ闘争と結合させた取り組みとして、正規・非正規を問わず、職場内すべての労働組合未加入者への加入働きかけと組織化をめざします。
- ⑤安全・安心の住民サービス提供のため、全ての自治体現業職場と関係職場から、公務災害（労働災害）や職業病の発生を防ぐため、安全衛生委員会の設置を確立します。
- ⑥第 19 回現業労働学校（17 年開催予定）、第 19 回現業全国学習交流集会（17 年 6 月 10～11 日）に積極的に参加をします。
- ⑦幹事会・常任幹事会を定期開催し、情勢と運動課題の意思統一を図り、単組の活動交流や取り組みに対し連携と支援を行います。
- ⑧三多摩地域の単組や自治労連と共同する会との交流をはかります。

### 4) 非正規公共評

「雇い止め」、「更新回数制限」の撤廃と「均等待遇に基づく任期の定めのない短時間一般職公務員制度」の確立に向け、たたかいをすすめます。

また、全国の経験に学び、真似て、工夫し、非正規・公務公共関係労働者自らが組合員を増やす運動に参加することを追求します。

- ①正規と変わらない本格的業務を担いながらも、処遇に合わない責務に対する要求や不満、「もっといい仕事がしたい」という非正規・公務公共関係労働者としての要求を大切にしたい懇談会、交流会などで要求集約と組織化をすすめます。
- ②婦人相談員等の福祉・教育分野の相談業務を担う非常勤職員の時間外労働が恒常的になっています。職務実態を聞き取り、要求と組織化を一体にして取り組みます。
- ③地域からの世論を広げるために、「官製ワーキングプアをつくりだすな」の運動を広げます。また、自治労連が提起する、国会請願署名に取り組みます。
- ④「生計費に基づく最低賃金要求」確立にむけ、学習・討議をすすめるとともに、要求実現の力となる組織拡大をすすめます。
- ⑤「非正規公務公共関係労働者全国交流集会（18年2月予定）に積極的に参加します。

- ⑥庁内世論を高める、正規組合の機関紙への非正規の取り組みの掲載など、非正規・公務公共関係労働者の要求運動の共有化をすすめます。
- ⑦職種・職域ユニオンの組織拡大をすすめるため、二重加盟・協力員を増員し、強化します。介護・福祉、図書館、保育、児童館・学童ユニオンを軸にして、組織化をすすめます。
- ⑧市場化攻撃による民間委託との闘いの中で、非正規・公務公共関係労働者の組織拡大により対抗することを追求します。自治体単組と協力して、委託提案に対して組織拡大専任者や非正規組合と連携し、闘争方針を立てて取り組みをします。
- ⑨都庁で働く労働者全体の権利向上のため、都庁・関係職場の非正規労働者をはじめとした組織拡大に取り組みます。

## 5) 三多摩協議会

三多摩地域に働く自治体・非正規公務公共関係労働者の自治労連結集をめざし、「共同する会」「現業懇談会」「保育連絡会」とともに、共同闘争を追求し、交流をはかります。

- ①幹事会を適宜開催し、運動の意思統一をめざします。
- ②三多摩労連、三多摩春闘共闘が提起する運動に結集します。
- ③「三多摩協議会通信」の定期発行をめざします。
- ④自治体キャラバンに積極的に参加します。
- ⑤非正規労働者の組織化に向けて、関係単組との懇談会の開催をめざします。

## 6) 消防職員の組織化

消防職員の団結権問題の議論がすすむ中で、組織化を早急に着手することが求められています。今後、全国の運動に学んで取り組みをすすめます。